

令和6年度 第2回幕別町男女共同参画審議会 議案

日時：令和6年10月16日(水) 18時30分～

場所：幕別町役場3階 会議室3-A・B

〔 会 議 次 第 〕

1 開会

2 会長挨拶

3 議題

- (1) 住民アンケート調査結果の概要について【資料1】
- (2) 国及び北海道における男女共同参画計画の体系について【資料2】
- (3) 幕別町男女共同参画計画の骨子(案)について【資料3】
- (4) その他

4 閉会

【配布資料】

- ・資料1 男女共同参画に関する住民アンケート調査結果(概要)
- ・資料2 国・北海道・幕別町における男女共同参画計画の体系の比較
- ・資料3 幕別町男女共同参画計画 骨子(案)
- ・参考資料1 男女共同参画に関する住民アンケート調査結果報告書(速報版)
- ・参考資料2 幕別町附属機関設置条例
- ・参考資料3 幕別町男女共同参画審議会規則
- ・参考資料4 幕別町男女共同参画審議会委員名簿

令和6年度 男女共同参画に関する住民アンケート調査結果（概要）

1 調査概要

- 調査目的：令和6年度中に幕別町男女共同参画計画を策定するにあたり、町民の意識や実態を把握し、計画策定の基礎資料とする。
- 調査設計：(1)調査対象 令和6年6月1日現在で18歳以上の町民1,000人
 (2)抽出方法 住民基本台帳に基づく無作為抽出法
 ※年代、性別、居住地に偏りが生じないように抽出
 (3)調査方法 ・郵送による配布
 ・郵送による回収またはインターネットによる回答
 (4)調査期間 令和6年7月下旬から8月下旬まで
- 回収結果：配布数1,000、回収数288 ⇒ 回収率28.8%
- 調査項目：(1)男女平等の意識、(2)家庭生活、(3)地域活動、(4)女性の社会進出、
 (5)ドメスティック・バイオレンス（DV）など女性への暴力、
 (6)LGBTQなど性の多様性、(7)男女共同参画に関する意識や施策

2 回答者の属性

①性別

回 答	回答数	構成比
女性	165	57.3 %
男性	121	42.0 %
どちらともいえない、 回答したくない	1	0.3 %
無回答	1	0.3 %
合 計	288	100.0 %

②年代

回 答	回答数	構成比
20歳代以下	38	13.2 %
30歳代	51	17.7 %
40歳代	56	19.4 %
50歳代	61	21.2 %
60歳代	39	13.5 %
70歳代	21	7.3 %
80歳代以上	22	7.6 %
合 計	288	100.0 %

③居住地

回 答	回答数	構成比
幕別地区	71	24.7 %
札内地区	204	70.8 %
忠類地区	13	4.5 %
合 計	288	100.0 %

④未婚/既婚

回 答	回答数	構成比
結婚している	184	63.9 %
事実婚・パートナーシップ関係にある	2	0.7 %
結婚したことがあるが、現在は独身	38	13.2 %
結婚したことがない	64	22.2 %
合 計	288	100.0 %

⑤共働き

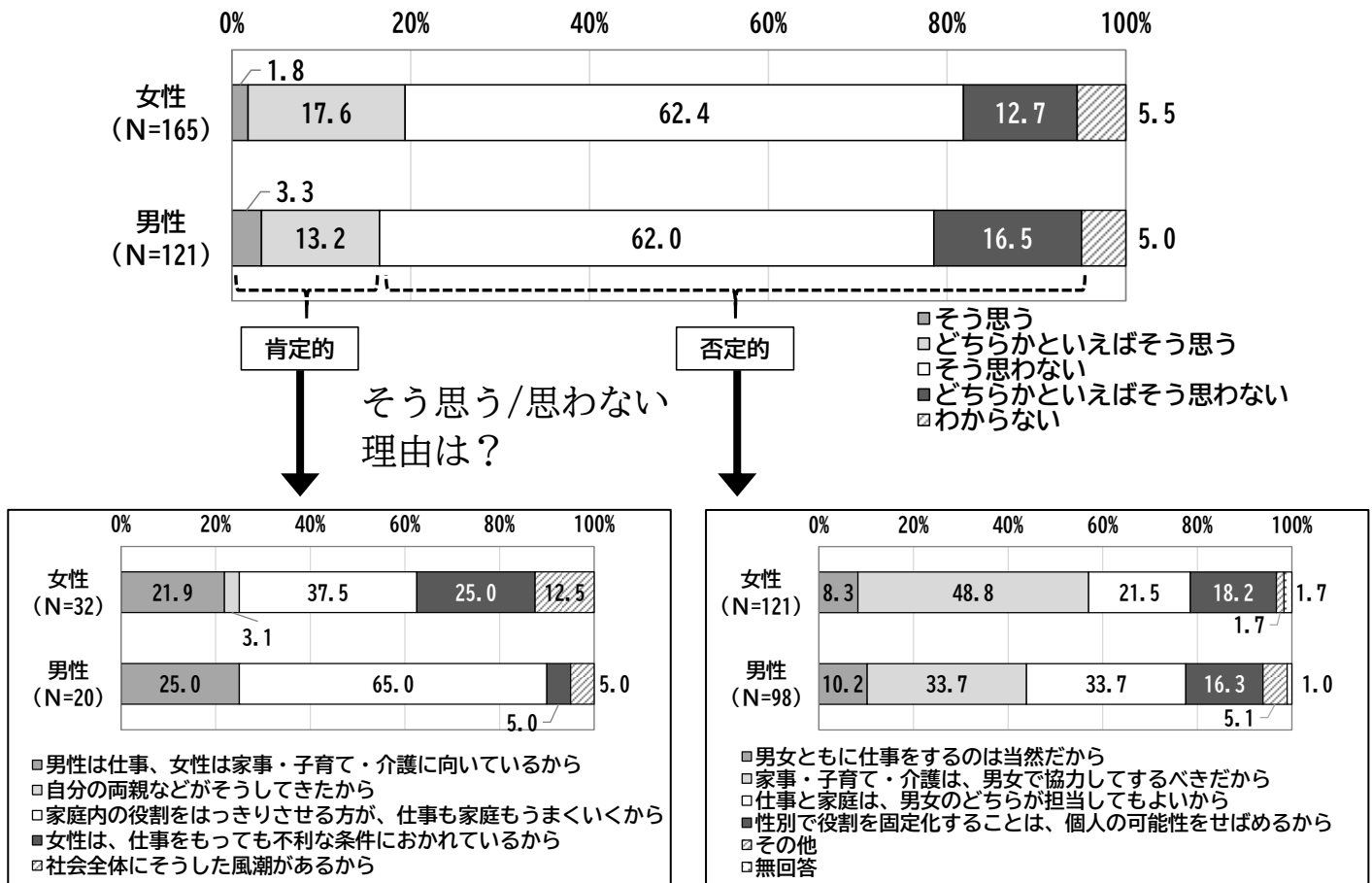
回 答	回答数	構成比
共働きである	130	69.9 %
自分だけが働いている	15	8.1 %
パートナーだけが働いている	12	6.5 %
どちらも働いていない	28	15.1 %
無回答	1	0.5 %
合 計	186	100.0 %

⑥職業等

回 答	回答数	構成比
会社、団体、官公庁など常勤の勤め人	102	35.4 %
パートタイム、アルバイト、派遣職員	67	23.3 %
自営業	43	14.9 %
家事専業	9	3.1 %
学生	10	3.5 %
無職	47	16.3 %
その他	3	1.0 %
無回答	7	2.4 %
合 計	288	100.0 %

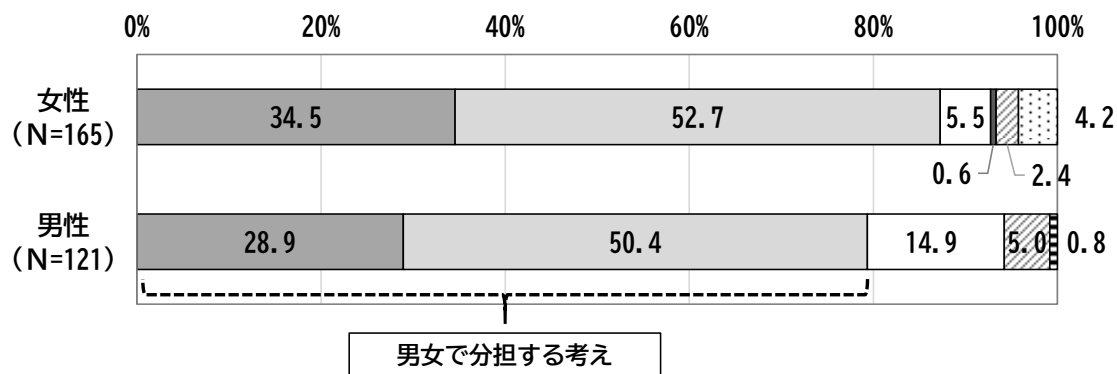
3 主な調査結果

(1) 問7 「男は仕事、女は家庭」という考え方をどう思うか



- 「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して否定的な意見を持つ人は、男女ともに75%程度と高い比率になっており、性別による役割分担意識は比較的薄い傾向にあった。
- ただし、肯定的な意見を持つ人も全体の2割程度いたことから、役割分担意識は根強く残っている状況にあると考えられた。
- また、肯定的な意見を持つ人の中では、特に男性で、65%と半数以上が「家庭内の役割をはっきりさせる方が、仕事も家庭もうまくいくから」と回答したのに対して、女性では約3分の1にとどまり、加えて「女性は、仕事をもっても不利な条件におかれているから」という役割分担意識とは異なる回答も4分の1を占めていたことから、女性と男性で役割分担意識の度合いに違いがあることが分かった。

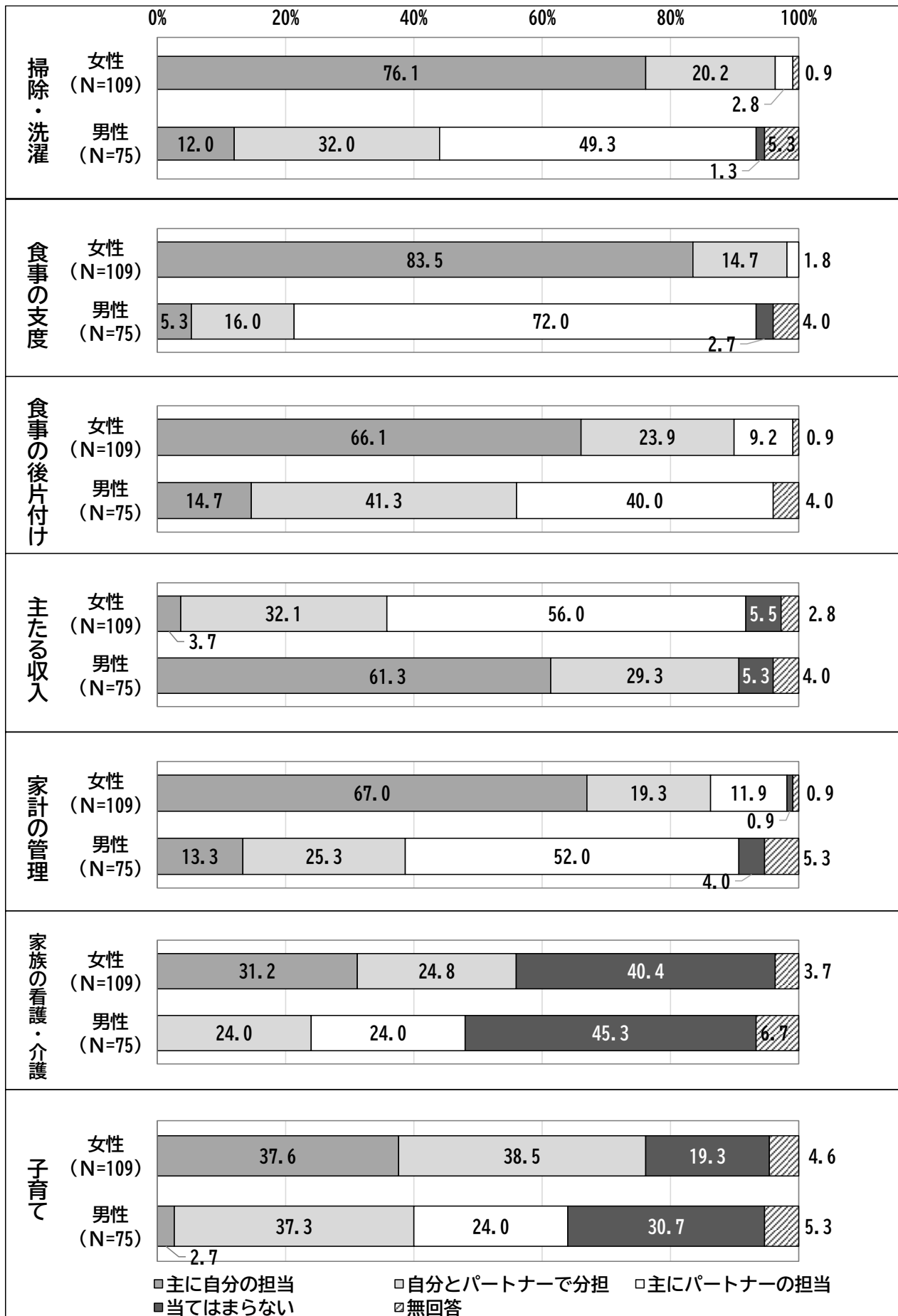
(2) 問8 家庭での家事・子育て・介護の役割分担をどう考えるか



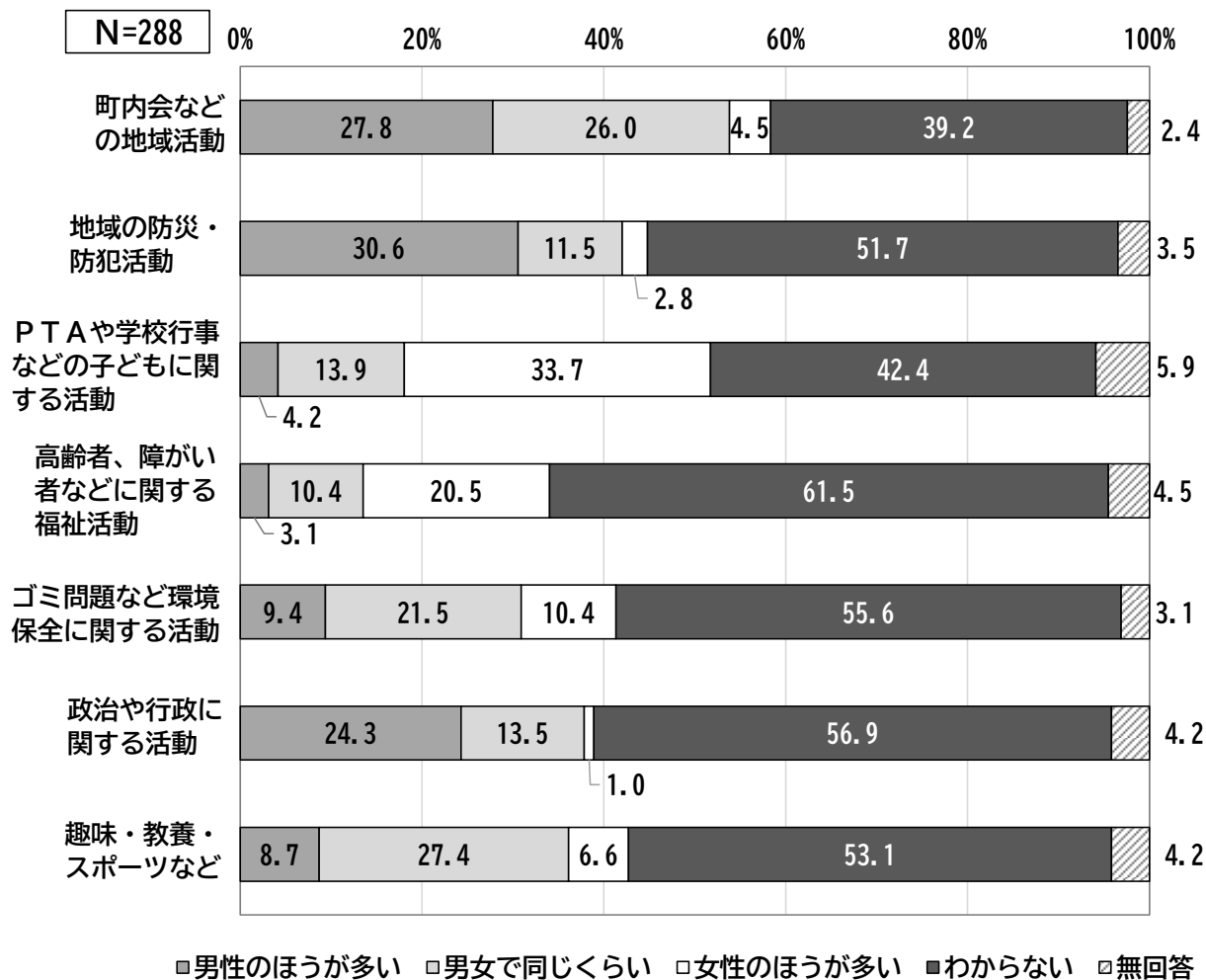
- 男女とも同じように家事・子育て・介護を行うのがよい
- どちらでも手のあいている方が家事・子育て・介護をすればよい
- 家事・子育て・介護は主として女性が行い、男性は女性を手伝う環境がよい
- 男性は家事・子育て・介護をしなくてもよい
- わからない
- その他
- 無回答

- 「家事・子育て・介護は主として女性が行い、男性は女性を手伝う環境がよい」という回答については、男性が女性を10ポイント近く上回っていたものの、性別に関わらず家事・子育て・介護を分担するのがよいという考え方をする人が、男女ともに80%前後と、大多数を占めていた。
- ただし、次の問9の調査結果から分かるとおり、「掃除・洗濯」、「食事の支度」、「食事の後片付け」、「家族の看護・介護」、「子育て」について、「主に自分の担当」と回答した男性はいずれも15%未満だったのに対して、「主たる収入」では60%以上となっており、現実には、家庭において家事・子育て・介護は主に女性が担当し、男性が仕事をして収入を得ている状況にあることが分かった。

(3) 問9 家庭における役割分担の状況

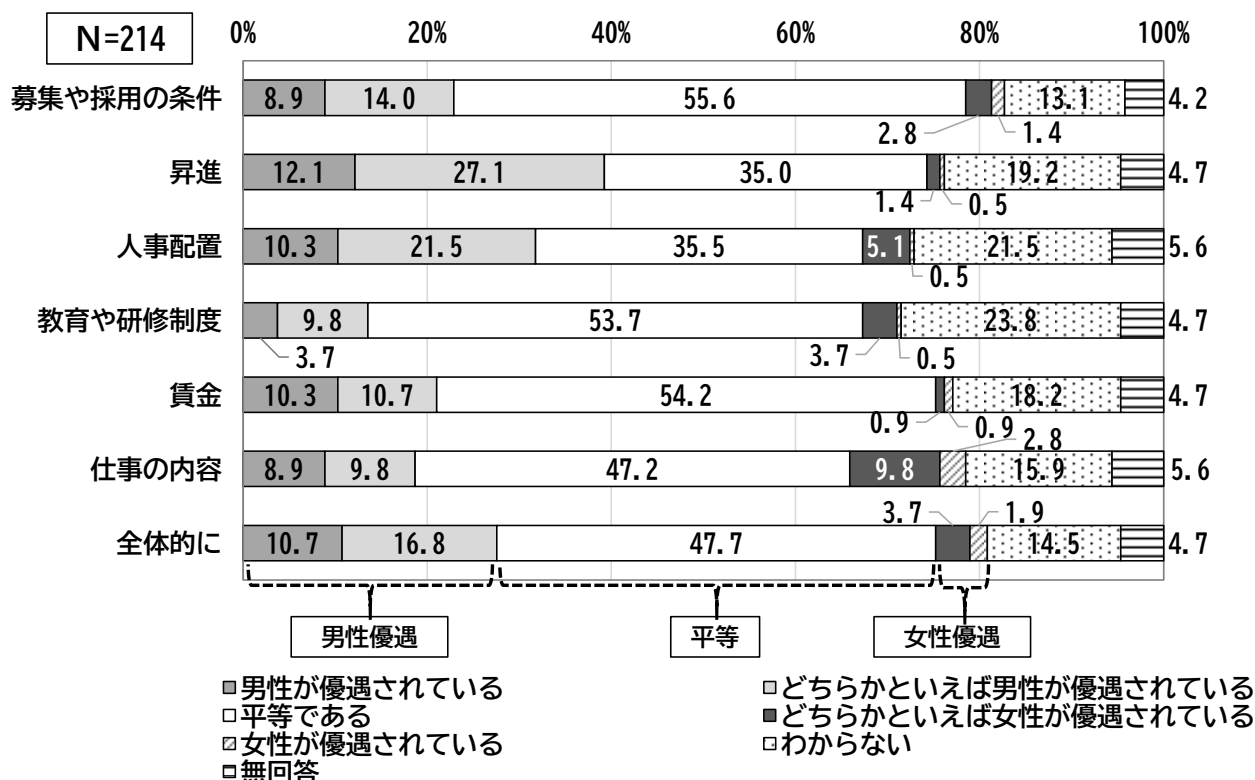


(4) 問 13 地域活動への参加



- 「町内会」、「防災・防犯」、「政治や行政関連」といった活動への参加については、男性の方が多かったのに対して、「PTAや学校行事など子ども関連」、「高齢者・障がい者など福祉関連」といった活動への参加は女性の方が多いことが分かった。
- これらのことから、地域における意思決定の場に参加するのは主に男性で、女性は子育てや介護などを中心に担当している状況がうかがえた。

(5) 問 15 職場における男女平等



- 「全体的に」見て「女性優遇」の比率は5%程度と低く、項目別でも女性が優遇されている状況は見られず、「男性優遇」もしくは「平等」のいずれかが多かった。
- 「昇進」と「人事配置」については、特に「男性優遇」の傾向にあったことから、職場内における女性の地位は低い状況にあると推察された。

(6) 問 19 女性の管理職登用の障害となる要因

女 性			男 性		
第1位	家事・子育て・介護などにおける家族の支援が十分でないこと	49.7%	第1位	家事・子育て・介護などにおける家族の支援が十分でないこと	35.5%
第2位	長時間労働の改善が十分ではないこと	34.5%	第2位	子育て・介護の支援などの公的サービスが十分でないこと	29.8%
第3位	子育て・介護の支援などの公的サービスが十分でないこと	32.7%	第3位	長時間労働の改善が十分ではないこと	28.1%
次 点	上司・同僚・部下や顧客が女性管理職を希望しないこと	22.4%	次 点	女性自身が管理職になることを希望しないこと	25.6%

- 男女ともに「家事・子育て・介護などにおける家族の支援が十分でないこと」の比率が最も高く、次いで「長時間労働の改善が十分ではないこと」や「子育て・介護の支援などの公的サービスが十分でないこと」とする回答が多かった。
- また、次点の回答は女性と男性で異なっており、男女で認識に違いが見られた。

(7) 問 20 ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害や相談に関する経験

女 性		
第1位	テレビや新聞などで問題になっていることは知っている	63.0%
第2位	相談を受けたことはないが、当事者を知っている	12.1%
第3位 (同率)	・自分が直接被害を受けた経験がある ・相談を受けたことがある ・見聞きしたことはない	10.3%

男 性		
第1位	テレビや新聞などで問題になっていることは知っている	67.8%
第2位	見聞きしたことはない	26.4%
第3位	わからない	9.9%

- 「テレビや新聞などで問題になっていることは知っている」の比率は、男女ともにおよそ3分の2を占めていたことから、DVに関する認知は比較的進んでいるものと考えられた。
- 一方、DVの被害や相談を受けた経験については男女で違いがあり、男性ではほとんど見られなかったのに対して、女性では全体の1割程度が被害や相談を経験していた。

(8) 問 23 男女共同参画の推進に必要なこと

女 性		
第1位	職場で男女問わず能力や考え方を尊重すること	67.3%
第2位	女性が働き続けられるように家庭で家事や子育て、介護などを分担すること	57.0%
第3位	男性が仕事中心の生き方、考え方を改め、仕事と家庭生活のバランスのとれた生き方をすること	49.7%
次 点	誰もが社会や組織の一員であるという認識をもつこと	43.6%
	男女共同参画に関する学習をすること	30.9%

男 性		
第1位	職場で男女問わず能力や考え方を尊重すること	65.3%
第2位	誰もが社会や組織の一員であるという認識をもつこと	48.8%
第3位	男性が仕事中心の生き方、考え方を改め、仕事と家庭生活のバランスのとれた生き方をすること	44.6%
次 点	女性が働き続けられるように家庭で家事や子育て、介護などを分担すること	40.5%
	女性も政治の場、公的機関や企業などにおける方針決定の場に進出すること	28.9%

- 「職場で男女問わず能力や考え方を尊重すること」が第1位で、男女ともに65%程度の比率となっていた。
- また、女性では家庭内の役割分担や男性のワーク・ライフ・バランスの是正が必要、とした人が半数程度を占めた。
- 男性では、「だれもが社会や組織の一員であるという認識をもつこと」といった意識の必要性が第2位となったほか、女性と同様、役割分担やワーク・ライフ・バランスの是正が必要、とする回答の比率が比較的高かった。

【 国の計画 】（令和 2 年 12 月閣議決定）	
第 5 次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～	
・ 位置づけ	男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な施策として、「男女共同参画社会基本法」に基づき策定。
・ 計画期間	令和 7 年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を規定。
・ 体系	I ～Ⅲの 3 つの政策領域で構成し、各政策領域の下に、重点的に取り組む 11 の個別分野を設定。

■国一計画の体系

I	あらゆる分野における女性の参画拡大	
	第1分野	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	第2分野	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
	第3分野	地域における男女共同参画の推進
	第4分野	科学技術・学術における男女共同参画の推進
II	安全・安心な暮らしの実現	
	第5分野	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	第6分野	男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
	第7分野	生涯を通じた健康支援
	第8分野	防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
III	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	
	第9分野	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	第10分野	教育、メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
	第11分野	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

【 北海道 】（平成 30 年 3 月策定）	
第 3 次北海道男女平等参画基本計画 ～すべての人が個性と能力を発揮できる社会をめざして～	
・ 位置づけ	「男女共同参画社会基本法」、「北海道男女平等参画推進条例」に基づく基本計画として、また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画等として策定。
・ 計画期間	平成 30 年度～令和 9 年度の 10 年間とし、国内外の経済状況、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを検討。
・ 体系	I ～Ⅲの 3 つの基本目標を定め、各目標の下に、関連する施策の基本方向を設定。

■北海道一計画の体系

I	男女平等参画の実現に向けた意識の変革	
	基本方向1	男女平等参画の啓発の推進
	基本方向2	男女平等の視点に立った教育の推進
II	男女が共に活躍できる環境づくり	
	基本方向1	女性活躍の気運醸成と見える化の推進
	基本方向2	働く場における女性の活躍促進
	基本方向3	農林水産業・自営業における男女平等参画の促進
	基本方向4	地域社会における男女平等参画の推進
III	安心して暮らせる社会の実現	
	基本方向1	男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶
	基本方向2	みんなが安心して暮らせる環境の整備
	基本方向3	生涯にわたる健康づくりの推進

【 幕別町 】（令和 6 年度策定予定）	
幕別町男女共同参画計画	
・ 位置づけ	「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定する市町村男女共同参画計画として策定。
・ 計画期間	令和 7 年度～16 年度までの 10 年間とし、男女共同参画に関する社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを検討。
・ 体系	3 つの基本目標を定め、各目標の下に、関連する施策の基本方向を設定。

■幕別町一計画の体系

I	男女共同参画の実現に向けた意識の変革	
	基本方向1	男女共同参画への意識の向上
	基本方向2	男女平等の視点に立った教育の推進
	基本方向3	性を尊重する認識の浸透
II	男女がともに活躍できる環境づくり	
	基本方向1	政策・方針決定過程における女性の参画促進
	基本方向2	男女がともに働くための環境整備
	基本方向3	就労における男女共同参画の促進
	基本方向4	就業機会の確保
	基本方向5	地域社会における男女共同参画の促進
III	安心して暮らせる社会の実現	
	基本方向1	男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶
	基本方向2	みんなが安心して暮らせる環境の整備
	基本方向3	生涯にわたる健康づくりの推進

※北海道及び幕別町の体系では、国計画の政策領域と対応する基本目標を同色で示している。

参考）近隣自治体における男女共同参画計画の体系の比較

【 帯広市 】（令和２年２月策定）	
第３次おびひろ男女共同参画プラン	
・位置づけ	「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画、また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画等として、「第七期帯広市総合計画」に即して策定。
・計画期間	令和２年度～11年度の10年間とし、男女共同参画にかかる社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直す。
・体系	I～Ⅲの３つの基本目標に加え、各目標の下に、関連する施策の基本方向を設定。

■帯広市－計画の体系

I	互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革
	基本方向1 男女平等の視点に立った教育の推進
	基本方向2 男女共同参画への意識の向上
	基本方向3 性を尊重する認識の浸透
II	男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶
	基本方向1 パートナー等からの暴力の根絶
	基本方向2 セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶
Ⅲ	男女が共に活躍できる環境づくり
	基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画促進
	基本方向2 男女がともに働くための環境整備
	基本方向3 就労における男女平等の促進
	基本方向4 就業機会の確保
	基本方向5 地域社会等における男女共同参画の促進

【 音更町 】（平成27年３月策定）	
おとふけ男女共同参画プラン ～女性（ひと）と男性（ひと）が奏でるシンフォニー～	
・位置づけ	町内の男女共同参画社会の実現に向けた基本目標と基本方向及び施策を明らかにするために策定。「男女共同参画基本計画」、「北海道男女平等参画基本計画」、「第５期音更町総合計画」を踏まえ、町民からの幅広い意見を反映。
・計画期間	平成27年度～令和６年度の10年間とし、社会情勢の変化などに応じて見直しを検討。
・体系	１～４の４つの基本目標を定め、各目標の下に、関連する施策の基本方向を設定。

■音更町－計画の体系

1	人権の尊重を基本とする男女共同参画の意識づくり
	基本方向1 男女平等の視点に立った教育の推進
	基本方向2 男女平等参画の啓発
	基本方向3 男性にとつての男女共同参画の推進
	基本方向4 女性の人権を尊重する認識の浸透
2	男女がともにあらゆる分野に参画できるまちづくり
	基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
	基本方向2 まちづくりにおける男女共同参画の促進
3	男女がともにいきいきと働ける環境づくり
	基本方向1 男女がともに働くための環境整備
	基本方向2 子育て支援・介護支援体制の充実
	基本方向3 就労における男女平等の促進
	基本方向4 就業機会の促進
	基本方向5 経営活動等における男女共同参画の促進
4	男女がともに心豊かに安全に安心して暮らせる環境づくり
	基本方向1 女性に対するあらゆる暴力や嫌がらせの根絶
	基本方向2 健康づくり・食育の推進
	基本方向3 誰もが安心して暮らせる環境整備
	基本方向4 生涯学習の推進

【 芽室町 】（平成31年３月策定）	
第３期芽室町男女共同参画基本計画	
・位置づけ	「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画、また、「女性活躍推進法」に基づく推進計画として、「芽室町男女共同参画推進条例」や「第５期芽室町総合計画」及び各種計画と整合性を図りながら策定。
・計画期間	平成31年度～令和８年度までの８年間とし、国内外の経済、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを検討。
・体系	３つの基本目標を定め、各目標の下に、関連する施策の方向性を設定。

■芽室町－計画の体系

1	男女共同参画の実現に向けた意識づくり
	方向性1 男女共同参画の意識づくり
2	男女がともに生き生き暮らせる環境づくり
	方向性1 まちづくりにおける男女共同参画の推進
	方向性2 働く場における男女共同参画の推進
	方向性3 家庭生活における男女共同参画の推進
	方向性4 地域社会における男女共同参画の推進
	方向性5 女性の活躍推進
	方向性6 ワークライフバランスの推進
3	誰もが安心して暮らせる社会づくり
	方向性1 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶
	方向性2 男女の自立した安心な生活と健康づくり支援

幕別町男女共同参画計画 骨子（案）

令和6年10月

幕別町

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 男女共同参画をめぐる動向	1
(1) 国内外の動き	1
(2) 北海道内の動き	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画期間	1
第2章 幕別町の男女共同参画を取り巻く現状と課題	2
1 男女共同参画に関する意識	2
2 すべての人が活躍できる社会環境	2
3 女性に対する暴力	2
第3章 計画の基本目標	3
1 基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識の改革	3
2 基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり	3
3 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現	3
第4章 計画の基本方向と基本施策	4
1 基本目標ごとの基本的な方向性	4
(1) 基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識の改革	4
(2) 基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり	4
(3) 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現	4
2 基本施策の体系	5
第5章 計画の推進管理	6
1 計画の推進体制	6
2 計画の進捗管理	6

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

この計画は、本町における男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本節では、平成11年の「男女共同参画社会基本法」施行以降の社会変化を踏まえ、本町における計画の策定趣旨を定めます。

2 男女共同参画をめぐる動向

(1) 国内外の動き

男女共同参画に関連する国際的な動向（ジェンダーギャップや政治・経済分野における女性参画の遅れ等）、国内の動向（法整備や近年の情勢、基本計画の概要等）などについて整理します。

(2) 北海道内の動き

男女共同参画に関連する北海道内の動向（近年の情勢や計画の概要等）について整理します。

3 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけるものであり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた、総合的な施策の指針となります。

策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画」及び北海道の「北海道男女平等参画基本計画」を踏まえつつ、本町の「第6期幕別町総合計画」及びその他の関連計画との整合性を図るとともに、地域住民等から広く意見聴取し、計画に反映するものとしします。

4 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。ただし、男女共同参画に関する社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを検討します。

第2章 幕別町の男女共同参画を取り巻く現状と課題

1 男女共同参画に関する意識

男女共同参画社会を実現するには、性別に関わらず、すべての人が個性や能力を発揮することが求められますが、社会の中には、依然として固定的な性別役割分担意識が存在していると言われています。

本町の住民アンケート結果においても、「男は仕事、女は家庭」といった役割分担意識を持つ人が一定程度いたことに加えて、現実には多くの場合、働いて主たる収入を得るのは男性、家事・子育て・介護など家庭内の役割は女性が担当しており、こうした状況の解消に向けた意識の改革が課題になっています。

2 すべての人が活躍できる社会環境

少子高齢化や人口減少が進行している中、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある地域づくりを進めるためには、女性の様々な分野への進出や男性の家庭参画、働き方の見直しが必要となりますが、現代社会においては、政治・経済分野における女性の地位向上や、仕事と家庭生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）が途上となっています。

本町でも、女性は地域における意思決定の場への参画が乏しいことや、職場内の地位は男性が優遇されていることなど、社会全体と同様の状況にあると考えられることから、職場や地域、家庭において、性別に関わりなくすべての人が活躍できる環境を整えることが課題になっています。

3 女性に対する暴力

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等が謳われていますが、現実には、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）や配偶者からの暴力（DV）など、個人の尊厳を傷つける人権侵害行為は根深く存在しており、その被害者は多くが女性となっています。

本町の住民アンケート調査結果からも、一部の女性がDVの被害や、当事者ではないものの相談を受けた経験を持っていることが明らかになっており、セクハラやDVを含め、あらゆる暴力を根絶して安全・安心に暮らせる社会をつくることが課題と考えられます。

第3章 計画の基本目標

本町における現状と課題を踏まえて、男女共同参画社会を実現するための基本目標を次のように定めます。

1 基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識の改革

固定的な性別役割分担意識を解消し、性別に関わりなく、お互いを尊重しつつ、すべての人が個性と能力を発揮できる社会を形成するには、男女共同参画に関する意識の改革が必要となります。

このことから、基本目標の一つとして「男女共同参画の実現に向けた意識の改革」を掲げます。

2 基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

多様性に富んだ活力ある地域づくりを進めるには、方針・意思決定過程への女性の参画促進や、職場における女性の地位向上、ワーク・ライフ・バランスの推進などを通じて、男女ともに活躍できる環境をつくることが重要です。

このことから、2つ目の基本目標として「男女がともに活躍できる環境づくり」を掲げます。

3 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現

DVやセクハラといった女性に対する暴力をなくすためには、そうした行為が重大な人権侵害にあたるという共通認識を徹底し、人権に関する教育や啓発などを図って予防や根絶に取り組むことで、安心して暮らせる社会を実現させる必要があります。

それ以外にも、すべての人が安心して暮らせる社会を形成するために、複雑に変化する社会情勢の中で、貧困や高齢化、生涯にわたる健康づくりなど、多様な課題に対して男女共同参画の視点をもって取り組むことが求められています。

このことから、3つ目の基本目標として「安心して暮らせる社会の実現」を掲げます。

第4章 計画の基本方向と基本施策

前章で定めた基本目標ごとに、各目標の達成に向けた基本的な方向性と、取り組むべき具体的な基本施策を整理します。

1 基本目標ごとの基本的な方向性

(1) 基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識の改革

男女共同参画に関する啓発や教育を推進するとともに、多様な性の尊重に関する認識共有を図るなど、誰もが個性と能力を発揮できる社会の形成に向けた意識改革に取り組めます。

- 基本方向① 男女共同参画への意識の向上
- 基本方向② 男女平等の視点に立った教育の推進
- 基本方向③ 性を尊重する認識の浸透

(2) 基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

方針の立案・決定過程における女性の参画を促進するとともに、地域社会や経済分野における女性の活躍を推進するなど、男女がともにいきいきと暮らせる環境づくりに取り組めます。

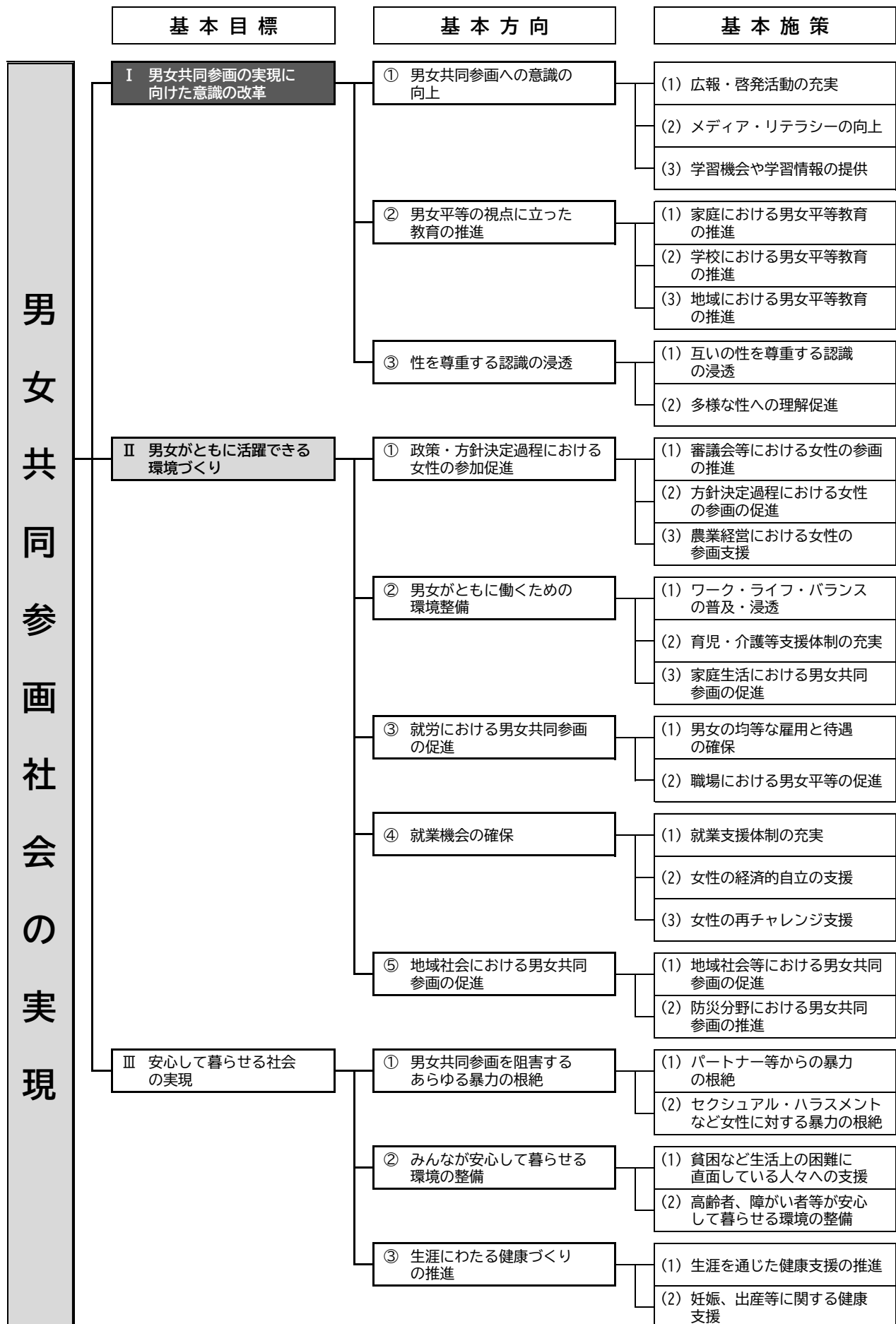
- 基本方向① 政策・方針決定過程における女性の参画促進
- 基本方向② 男女がともに働くための環境整備
- 基本方向③ 就労における男女共同参画の促進
- 基本方向④ 就業機会の確保
- 基本方向⑤ 地域社会における男女共同参画の促進

(3) 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発や教育を進めるほか、貧困を抱える人や高齢者への支援など、すべての人が安全・安心に暮らせる社会の実現に取り組めます。

- 基本方向① 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶
- 基本方向② みんなが安心して暮らせる環境の整備
- 基本方向③ 生涯にわたる健康づくりの推進

2 基本施策の体系



第5章 計画の推進管理

1 計画の推進体制

男女共同参画に関する施策の総合的な推進には、多岐に渡る分野の取組を関係各課と連携しながら実施する必要があることから、庁内の推進体制を明確化します。

また、住民等からの意見聴取についても男女共同参画審議会を基本とし、連携体制を整えます。

2 計画の進捗管理

より実効性のある計画とするため、施策の進捗管理について、評価・検証方法を定めます。

令和6年度

男女共同参画に関する住民アンケート

－ 調査結果報告書 －
(速報版)

令和6年10月

幕別町

目 次

I	調査概要	1
1	調査目的	1
2	調査設計	1
3	回収結果	1
4	集計方法と調査項目	1
5	調査結果の表示方法	3
II	住民アンケート調査結果	4
1	回答者の属性	4
(1)	性別	4
(2)	年代	5
(3)	居住地	6
(4)	未婚	7
(5)	共働きの状況	9
(6)	職業等	10
2	男女平等の意識	11
3	家庭生活	14
(1)	家庭内の役割分担に関する考え方	14
(2)	家庭における役割分担の状況	15
(3)	家事・子育て・介護への積極的な参加に必要なこと	23
(4)	「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度（理想）	24
(5)	「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度（現実）	25
4	地域活動	26
(1)	地域活動への参加	26
(2)	多様な視点を地域に取り入れるために必要なこと	27
5	女性の社会進出	28
(1)	職場における男女平等	28
(2)	女性の就業に関する考え方	29
(3)	女性の就業継続を妨げる要因	30
(4)	ワーク・ライフバランスの実現に必要なこと	31
(5)	女性の管理職登用の障害	32
6	ドメスティック・バイオレンス（DV）など女性への暴力	33
(1)	DVの経験等	33
(2)	女性に対する暴力の根絶に必要なこと	34
7	LGBTQなど性の多様性	35
(1)	言葉の認知状況	35
(2)	性的マイノリティに対する理解や支援として必要なこと	36
8	男女共同参画に関する意識や施策	37

(1) 男女共同参画の推進に必要なこと	37
(2) 男女共同参画社会の形成に向けて町に望むこと	38
9 自由記述	39
III 事業所アンケート調査結果	42
IV 調査結果に基づく課題の整理	42

【参考資料】

・住民アンケート調査票

I 調査概要

1 調査目的

令和6年度中に幕別町男女共同参画計画を策定するにあたり、町民の意識や実態を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施した。

2 調査設計

項 目	内 容
調査対象	令和6年6月1日現在で18歳以上の町民1,000人
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出法 ※年代、性別、居住地に偏りが生じないように抽出
調査方法	・郵送による配布 ・郵送による回収またはインターネットによる回答
調査期間	令和6年7月下旬から8月下旬まで

3 回収結果

調査種別	配布数	回収数	回収率
住民アンケート	1,000	288	28.8%

4 集計方法と調査項目

調査結果の整理にあたっては、単純集計のほか、必要に応じてクロス集計を行った。なお、クロス集計とは、複数の設問項目を交差して集計することを指し、例えば性別など回答者の属性と各質問との相互関係を検討するために行う集計方法である。

表 住民アンケートの調査項目

調査項目	設問番号	質問内容	男女別
1 回答者の属性	問 1	性別	
	問 2	年代	○
	問 3	居住地	
	問 4	未既婚（既婚の場合、初婚時の年齢）	○
	問 5	共働きの状況	○
	問 6	職業等	○
2 男女平等の意識	問 7	「男は仕事、女は家庭」という考え方	○
	問 7-1	そう思う理由	○
	問 7-2	そう思わない理由	○
3 家庭生活	問 8	家庭内の役割分担に関する考え方	○
	問 9	家庭における役割分担の状況	○
	問10	家事・子育て・介護への積極的な参加に必要なこと	○
	問11	「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度（理想）	○
	問12	「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度（現実）	○
4 地域活動	問13	地域活動への参加	
	問14	多様な視点を地域に取り入れるために必要なこと	○
5 女性の社会進出	問15	職場における男女平等	
	問16	女性の就業に関する考え方	○
	問17	女性の就業継続を妨げる要因	○
	問18	ワーク・ライフバランスの実現に必要なこと	○
	問19	女性の管理職登用の障害	○
6 ドメスティック・バイオレンス（DV）など女性への暴力	問20	DVの経験等	○
	問21	女性に対する暴力の根絶に必要なこと	○
7 L G B T Qなど性の多様性	問22	言葉の認知状況	○
	問23	性的マイノリティに対する理解や支援として必要なこと	○
8 男女共同参画に関する意識や施策	問24	男女共同参画の推進に必要なこと	○
	問25	男女共同参画社会の形成に向けて町に望むこと	○
9 自由記述		男女共同参画社会に関する意見・要望	

5 調査結果の表示方法

- ①調査結果中の「N」とは、各設問の回答者総数のことである。
- ②グラフ中の数値は、各設問の回答者総数（N）を基数とした構成比（％）を示しており、小数点以下第2位を四捨五入しているため、選択肢ごとの比率の合計が100.0%にならない場合がある。
- ③調査結果の中で「％」について記述している場合、断りがない限りは構成比のことを示している。
- ④複数回答（2つ以上の回答を選べる形式）の設問では、各選択肢を選んだ人が回答者総数に占める割合を示しているため、選択肢ごとの構成比を合計すると100.0%を超える場合がある。
- ⑤住民アンケートでは、性別に関する問に対し、「どちらともいえない、回答したくない」と「無回答」との回答が各1件あり、男女別のクロス集計にあたってはそれらを除いているため、女性や男性といった属性ごとのNの合計が全体のNと一致しない場合がある。
- ⑥グラフ中の値については、視覚的な見やすさを考慮し、構成比が0.0%の場合は値を非表示としていることがある。
- ⑦調査結果中の「無回答」には、回答が示されなかったもの及び判別が困難だったものが含まれる。
- ⑧男女共同参画社会に関する意見・要望等の自由記述については、今後の施策の参考として活用する。

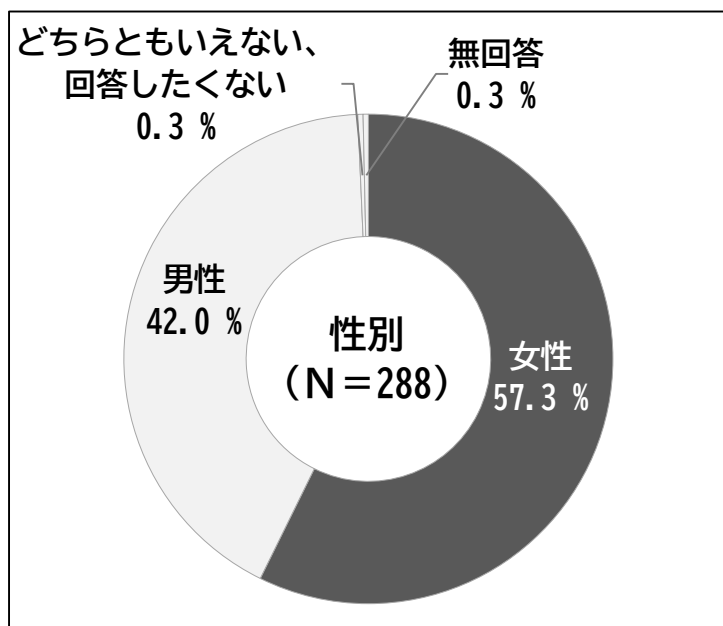
II 住民アンケート調査結果

1 回答者の属性

(1) 性別

問1 あなたの性別をお答えください。

「女性」が57.3%と、「男性」の42.0%を上回った。また、「どちらともいえない、回答したくない」または「無回答」とした回答がそれぞれ1件（各0.3%）あった。



(2) 年代

問2 あなたの年齢をお答えください。

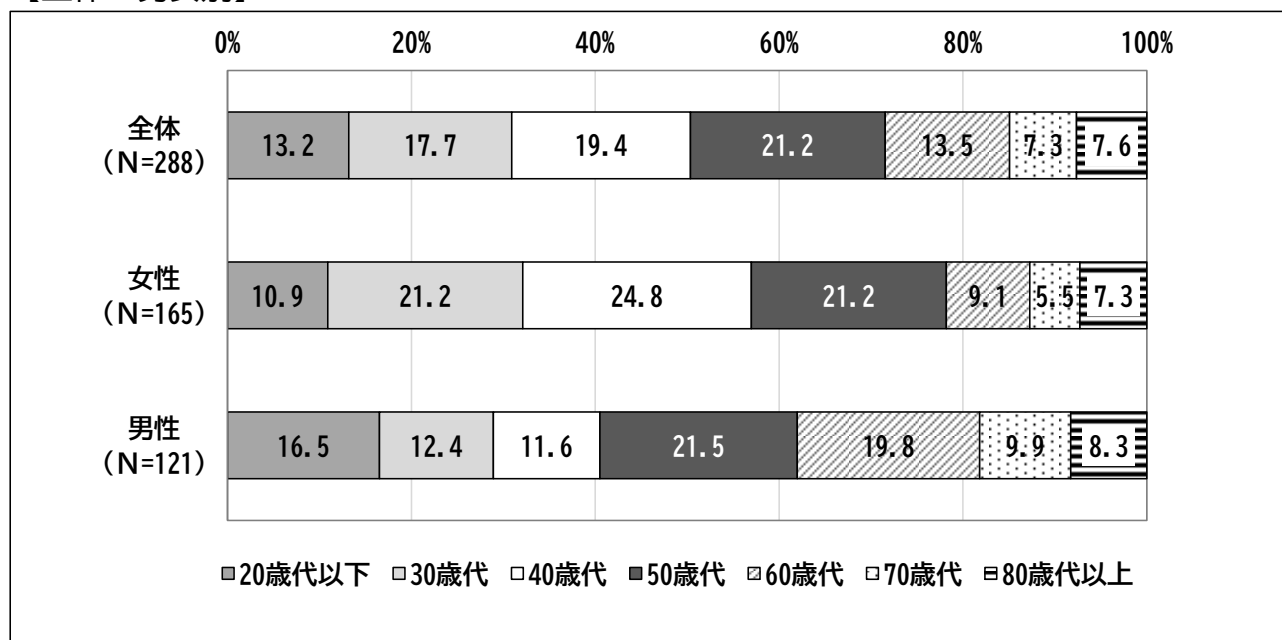
<全体>

「50 歳代」が 21.2%と最も高く、次いで「40 歳代」が 19.4%、「30 歳代」が 17.7%と続いた。「70 歳代」と「80 歳代以上」は、それぞれ 7.3%、7.6%と比較的低かった。

<男女別>

女性は「40 歳代」が最高で、次に高かったのは「30 歳代」と「50 歳代」でいずれも 21.2%だった。男性は「50 歳代」が 21.5%と最も高く、次いで「60 歳代」が 19.8%だった。また、男女ともに 70 歳代以上の比率は、合わせて全体の 2 割未満にとどまった。

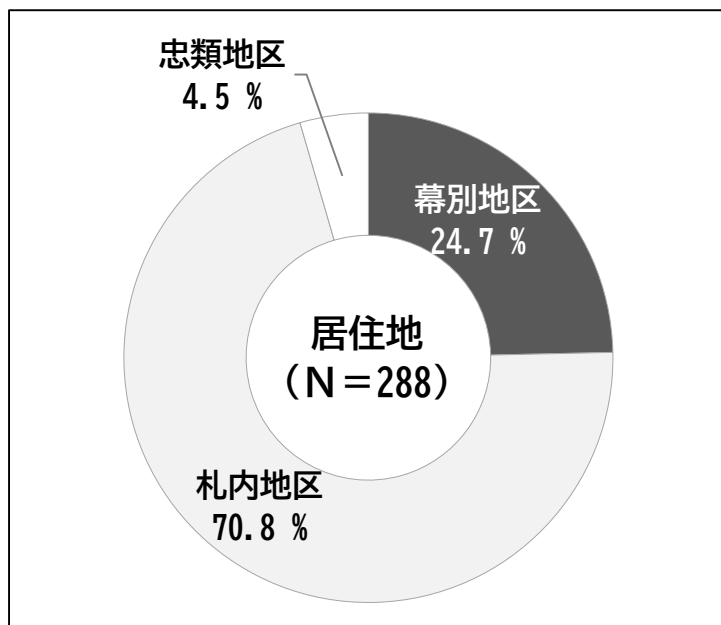
【全体・男女別】



(3) 居住地

問3 あなたのお住まいの地区をお答えください。

「札幌地区」が70.8%と最も高く、次いで「幕別地区」が24.7%、「忠類地区」が4.5%だった。



(4) 未既婚

問4 あなたは現在結婚していますか。

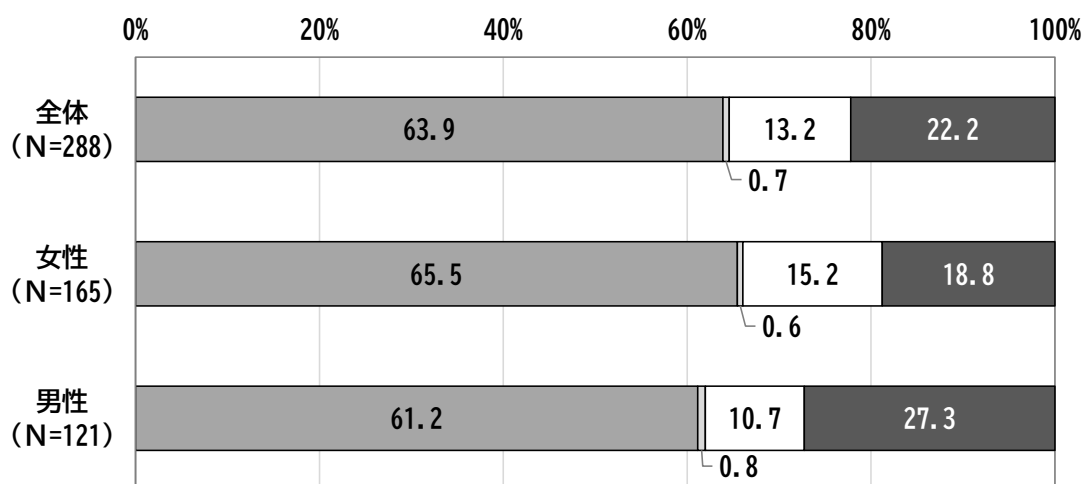
<全体>

「現在結婚している」が63.9%と過半数を占め、2番目に高かったのは「結婚したことがない」の22.2%だった。また、「現在事実婚・パートナーシップ関係にある」とした回答が2件（0.7%）あった。

<男女別>

男女ともに「現在結婚している」が全体の6割以上を占めていたが、「結婚したことがない」の比率は男性の方が女性よりも8.5ポイント高かった。

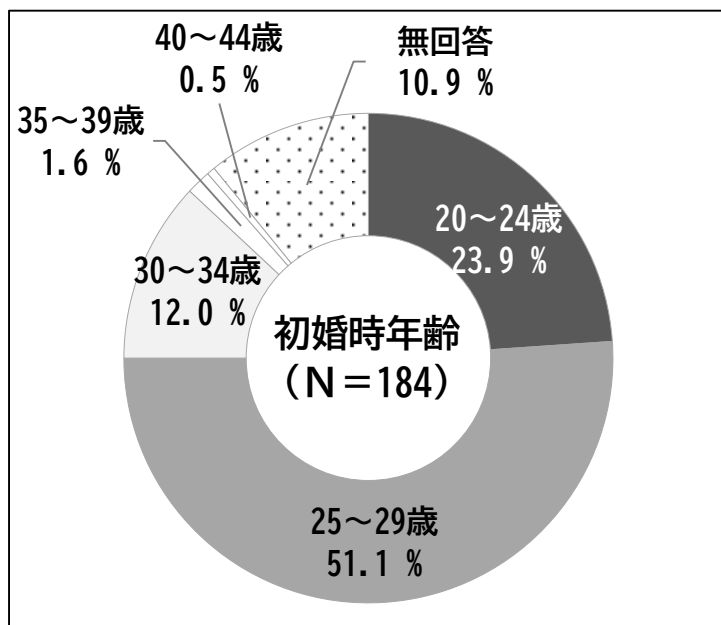
【全体・男女別】



- 現在結婚している（初婚時 歳）
- 現在事実婚・パートナーシップ関係にある
- 結婚したことがあるが、現在独身（死別含む）
- 結婚したことがない

問4で「現在結婚している」を選んだ方にお聞きします。初婚は何歳の時ですか。

「25～29 歳」が 51.1%と約半数を占め、次いで「20～24 歳」が 23.9%、「30～34 歳」が 12.0%と続いた。なお、「無回答」も 10.9%含まれていた。



(5) 共働きの状況

問5 問4で「現在結婚している」または「現在事実婚・パートナーシップ関係にある」を選んだ方にお聞きします。
あなたの家庭の状況について、次の中から、1つだけお選びください。

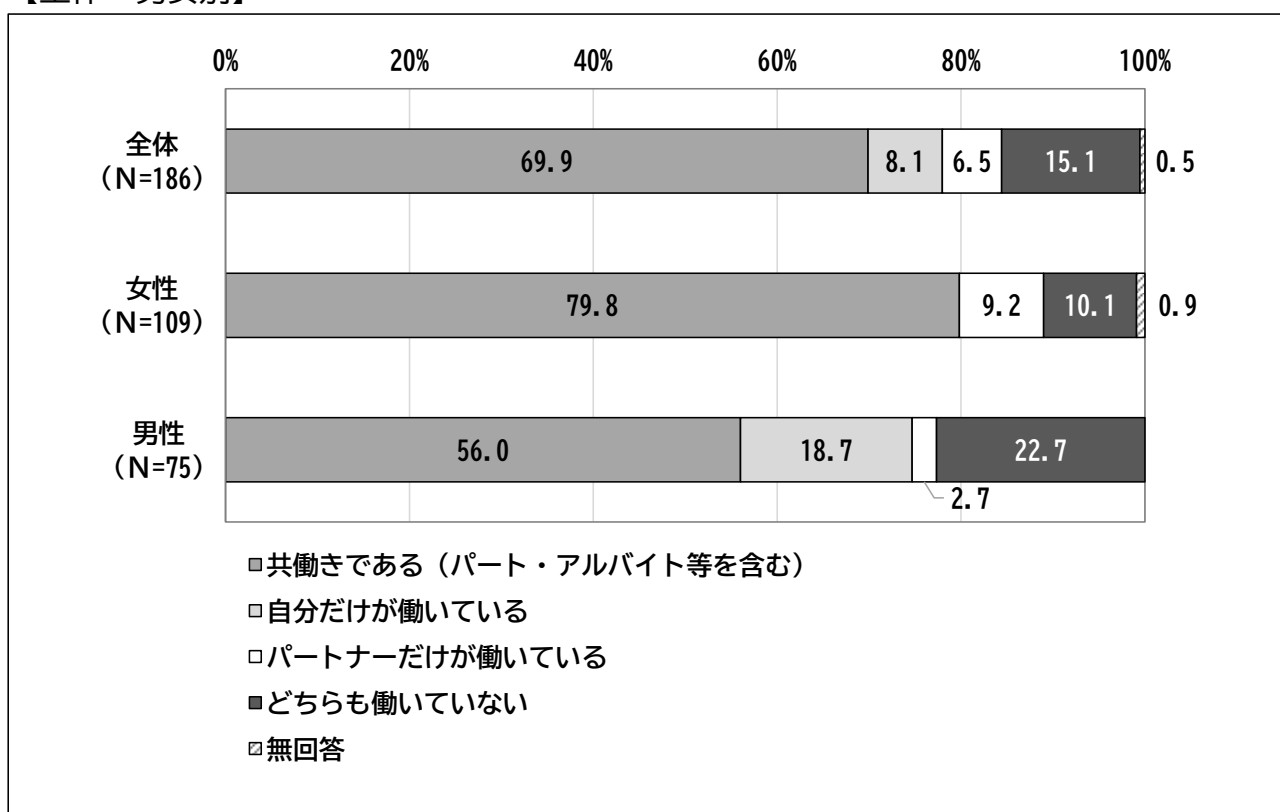
<全体>

「共働きである」が69.9%と最も高く、次いで「どちらも働いていない」が15.1%だった。また、「自分だけが働いている」と「パートナーだけが働いている」が合わせて14.6%あった。

<男女別>

女性では「共働きである」が79.8%と大多数を占め、男性でも半数以上が共働きだった。また、「自分だけが働いている」は男性が18.7%だったのに対して、女性では0.0%となっていた。一方、「パートナーだけが働いている」の比率は、女性が男性を上回った。

【全体・男女別】



(6) 職業等

問6 あなたの現在の状況について、次の中から、1つだけお選びください。

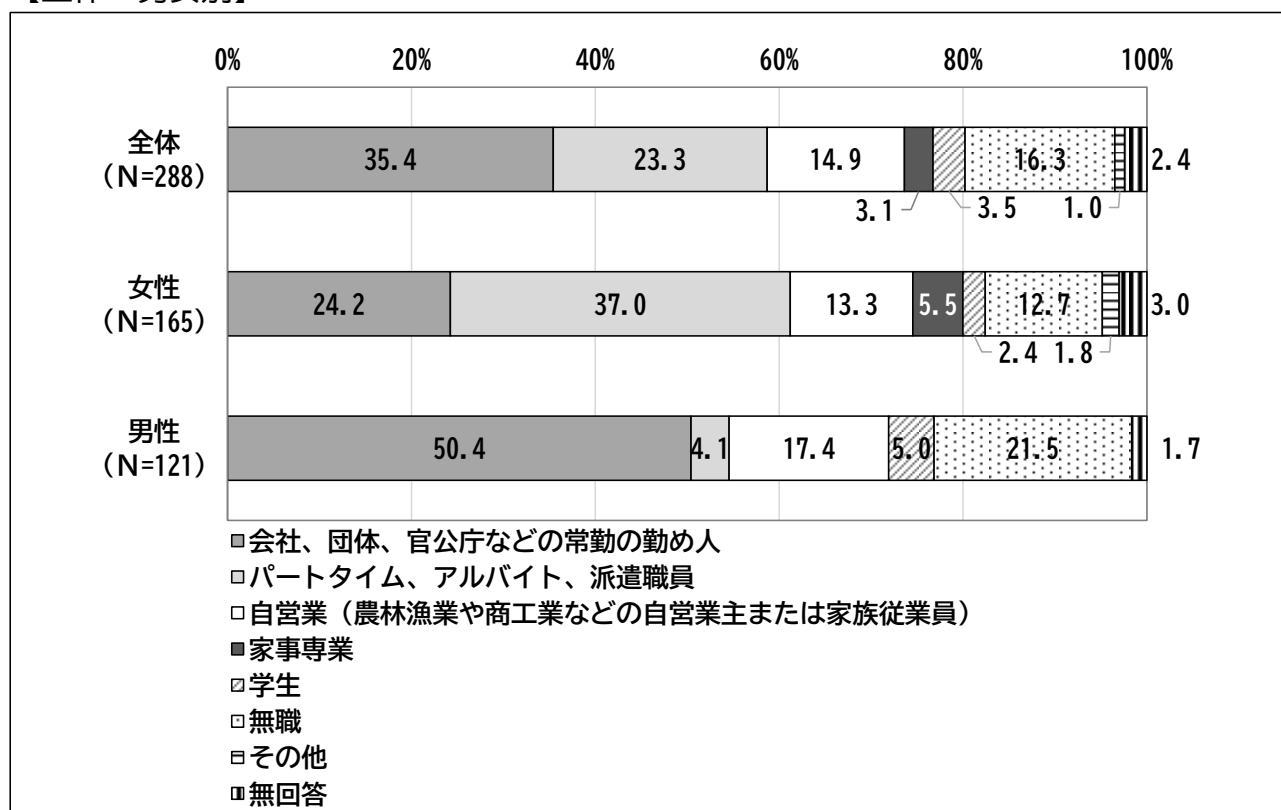
<全体>

就業者は「常勤の勤め人」が35.4%と最も高く、次いで「パートタイム、アルバイト、派遣職員」が23.3%、「自営業」が14.9%と続いた。「家事専業」と「学生」それぞれ3%程度あり、「無職」は16.3%だった。

<男女別>

女性では「パートタイム、アルバイト、派遣職員」が37.0%と最も高く、「常勤の勤め人」と「自営業」がそれぞれ24.2%、13.3%を占めていた。男性では約半数が「常勤の勤め人」であり、「自営業」は17.4%だった。また、女性と異なり、「家事専業」は0.0%だった。

【全体・男女別】



2 男女平等の意識

問7 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。
次の中から、1つだけお選びください。

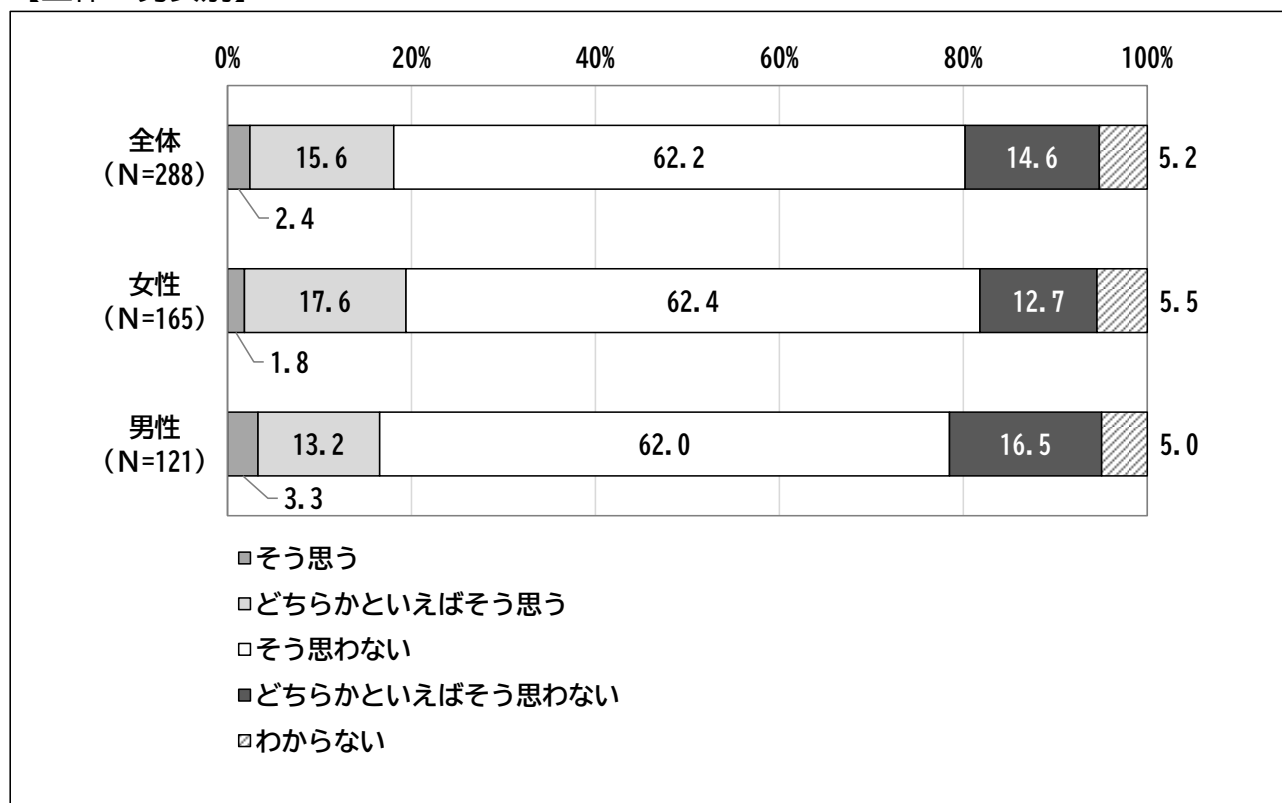
<全体>

「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」という否定的な考えが合計76.8%と大多数を占め、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」という肯定的な考えは2割未満にとどまった。

<男女別>

男女で回答の比率に大きな差はなく、全体的に見た場合と類似した傾向だった。

【全体・男女別】



問7-1 問7で「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」を選んだ方にお聞きします。
あなたがそう考える理由を、次の中から、1つだけお選びください。

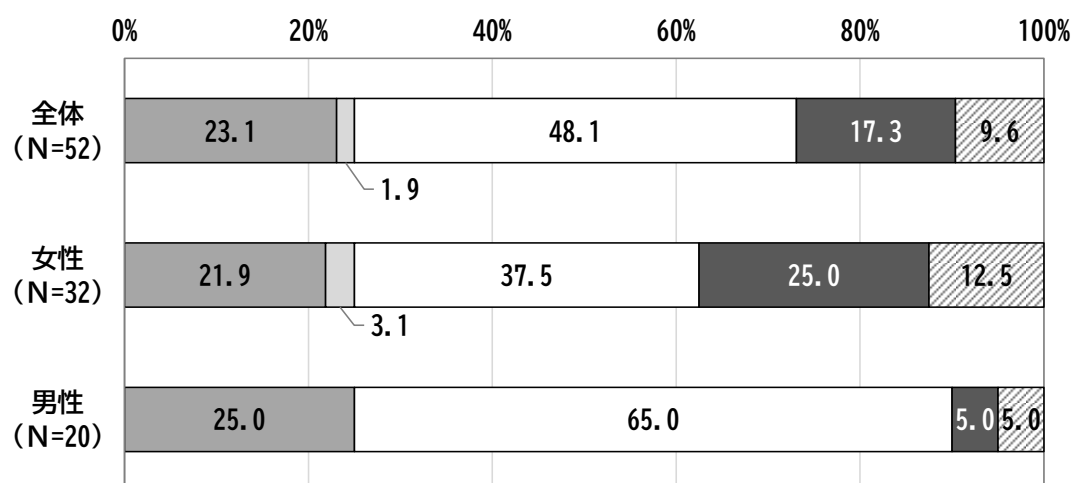
<全体>

「家庭内の役割をはっきりさせる方が、仕事も家庭もうまくいくから」が48.1%と最も高く、次いで「男性は仕事、女性は家事・子育て・介護に向いているから」が23.1%、「女性は、仕事をもっても不利な条件におかれているから」が17.3%と続き、「社会全体にそうした風潮があるから」も1割程度含まれていた。

<男女別>

「家庭内の役割をはっきりさせる方が、仕事も家庭もうまくいくから」は女性が37.5%だったのに対して、男性では65.0%と明らかに高かった。また、女性では「女性は、仕事をもっても不利な条件におかれているから」や「社会全体にそうした風潮があるから」がそれぞれ25.0%、12.5%を占めていたが、男性ではいずれの回答も5.0%にとどまった。

【全体・男女別】



- ☒ 男性は仕事、女性は家事・子育て・介護に向いているから
- ☐ 自分の両親などがそうしてきたから
- ☐ 家庭内の役割をはっきりさせる方が、仕事も家庭もうまくいくから
- ☒ 女性は、仕事をもっても不利な条件におかれているから
- ☒ 社会全体にそうした風潮があるから

問7-2 問7で「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」を選んだ方にお聞きします。
あなたがそう考える理由を、次の中から、1つだけお選びください。

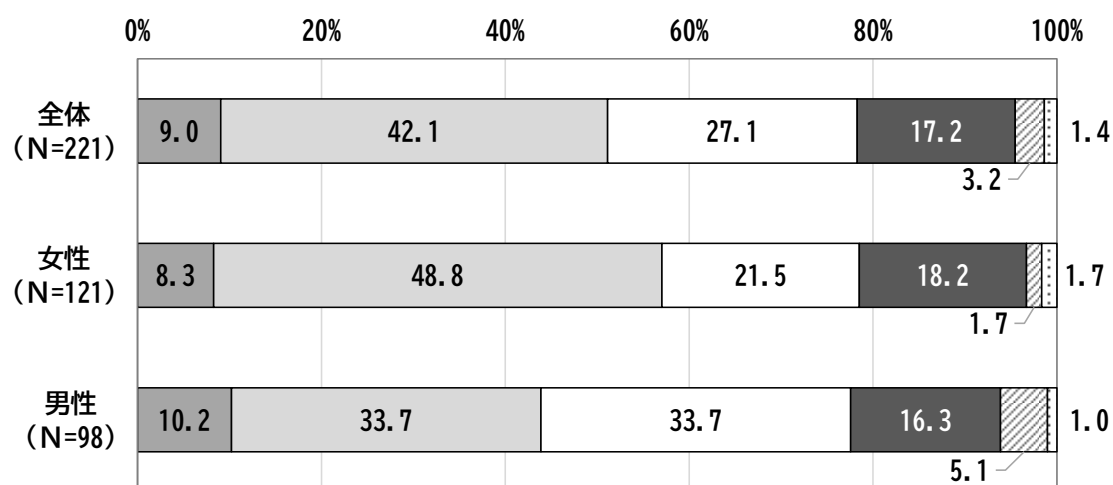
<全体>

「家事・子育て・介護は、男女で協力してすべきだから」が42.1%と最も高く、次いで「仕事と家庭は、男女のどちらが担当してもよいから」が27.1%、「性別で役割を固定化することは、個人の可能性をせばめるから」が17.2%と続き、「男女ともに仕事をするのは当然だから」も1割程度含まれていた。

<男女別>

男性では女性よりも「家事・子育て・介護は、男女で協力してすべきだから」の比率が15.1ポイント低く、逆に「仕事と家庭は、男女のどちらが担当してもよいから」の比率が12.2ポイント高かったが、その他の選択肢については、全体的に見た場合と同様の傾向だった。

【全体・男女別】



- ☐ 男女ともに仕事をするのは当然だから
- ☐ 家事・子育て・介護は、男女で協力してすべきだから
- ☐ 仕事と家庭は、男女のどちらが担当してもよいから
- ☒ 性別で役割を固定化することは、個人の可能性をせばめるから
- ☐ その他
- ☐ 無回答

3 家庭生活

(1) 家庭内の役割分担に関する考え方

問8 家庭での家事・子育て・介護の役割分担について、あなたはどのように考えますか。
次の中から、1つだけお選びください。

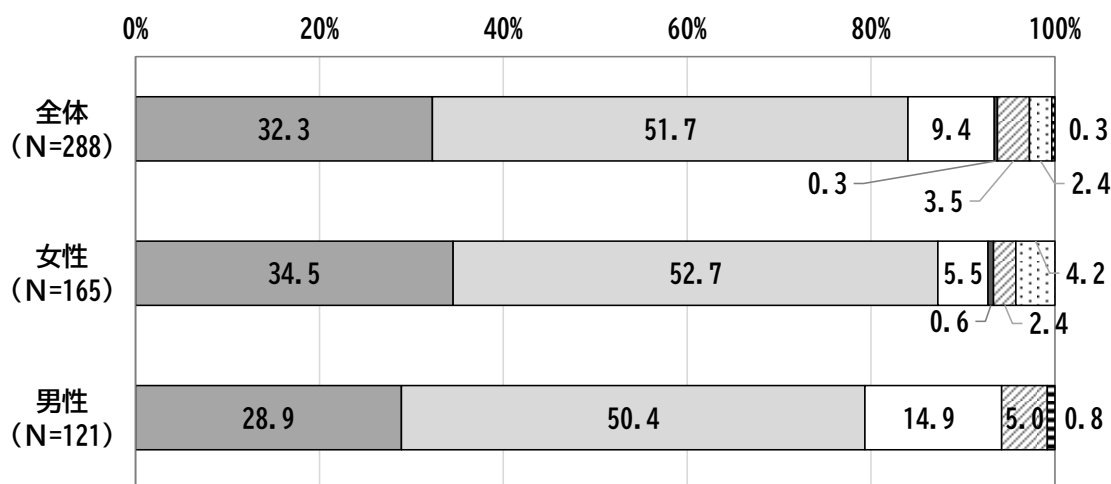
<全体>

「どちらでも手のあいている方が家事・子育て・介護をすればよい」が51.7%と最も高く、次いで「男女ともに同じように家事・子育て・介護を行うのがよい」が32.3%となっており、それら2つの選択肢が大多数を占めていた。

<男女別>

男女で回答の比率に大きな差はなく、全体的に見た場合と類似した傾向だった。

【全体・男女別】



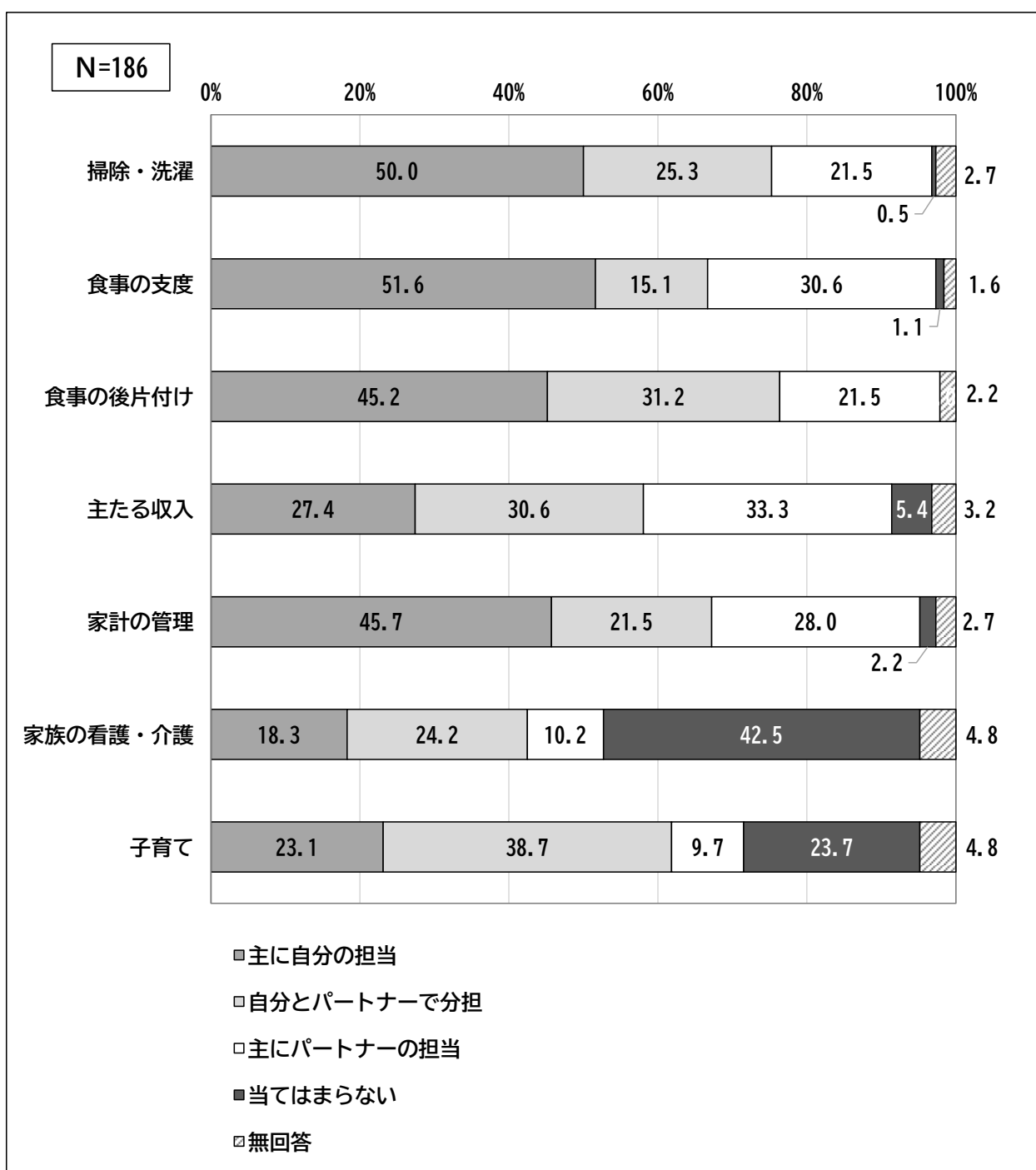
- ☒ 男女ともに同じように家事・子育て・介護を行うのがよい
- ☐ どちらでも手のあいている方が家事・子育て・介護をすればよい
- ☐ 家事・子育て・介護は主として女性が行い、男性は女性を手伝う環境がよい
- ☒ 男性は家事・子育て・介護をしなくてもよい
- ☐ わからない
- ☐ その他
- ☐ 無回答

(2) 家庭における役割分担の状況

問9 問4で「現在結婚している」または「現在事実婚・パートナーシップ関係にある」を選んだ方にお聞きします。
あなたの家庭では、次にあげるA～Gについて主にどなたが担当していますか。
次の中から、それぞれ1つだけお選びください。

<全体>

「家族の介護・看護」と「子育て」以外の項目では、「主に自分の担当」と「主にパートナーの担当」のような、役割の固定化を示す回答が合計6～8割を占めていた。「家族の介護・看護」と「子育て」では、「当てはまらない」がそれぞれ42.5%、23.7%と、他の項目よりも高かった。



< A 掃除・洗濯－男女別 >

女性では「主に自分の担当」が76.1%と大部分を占めていた。男性では「主に自分の担当」は12.0%にとどまり、「自分とパートナーで分担」も3割程度あったが、約半数が「主にパートナーの担当」となっていた。

【全体・男女別】

〔A 掃除・洗濯〕



- 主に自分の担当
- 自分とパートナーで分担
- 主にパートナーの担当
- 当てはまらない
- ▨ 無回答

< B 食事の支度－男女別 >

女性では「主に自分の担当」が83.5%と大部分を占めていた。男性では「主に自分の担当」は5.3%にとどまり、72.0%が「主にパートナーの担当」となっていた。

【全体・男女別】

〔B 食事の支度〕

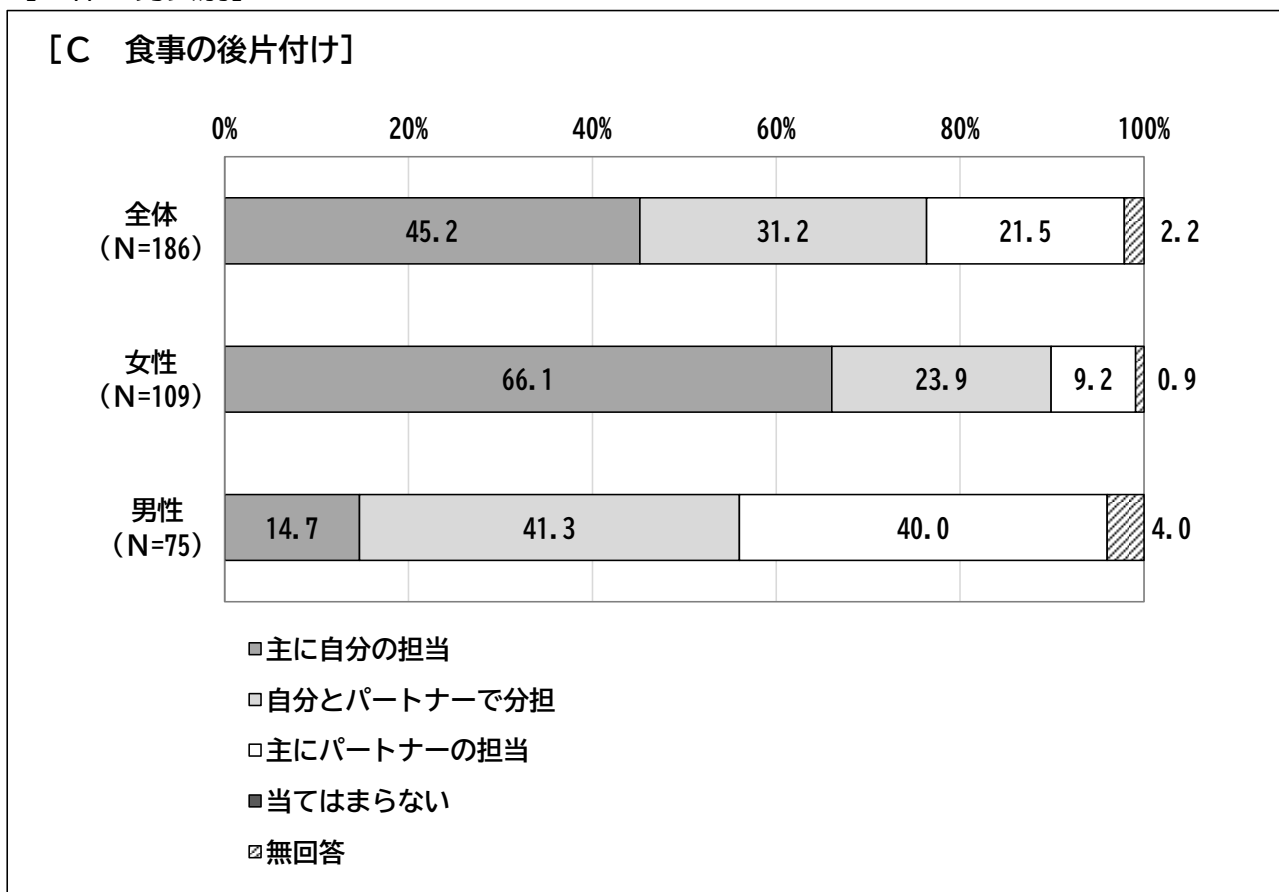


- 主に自分の担当
- 自分とパートナーで分担
- 主にパートナーの担当
- 当てはまらない
- ▨ 無回答

< C 食事の後片付け－男女別 >

女性では「主に自分の担当」が66.1%を占めていた。男性では「主に自分の担当」は14.7%にとどまり、「自分とパートナーで分担」と「主にパートナーの担当」がそれぞれ41.3%と40.0%だった。

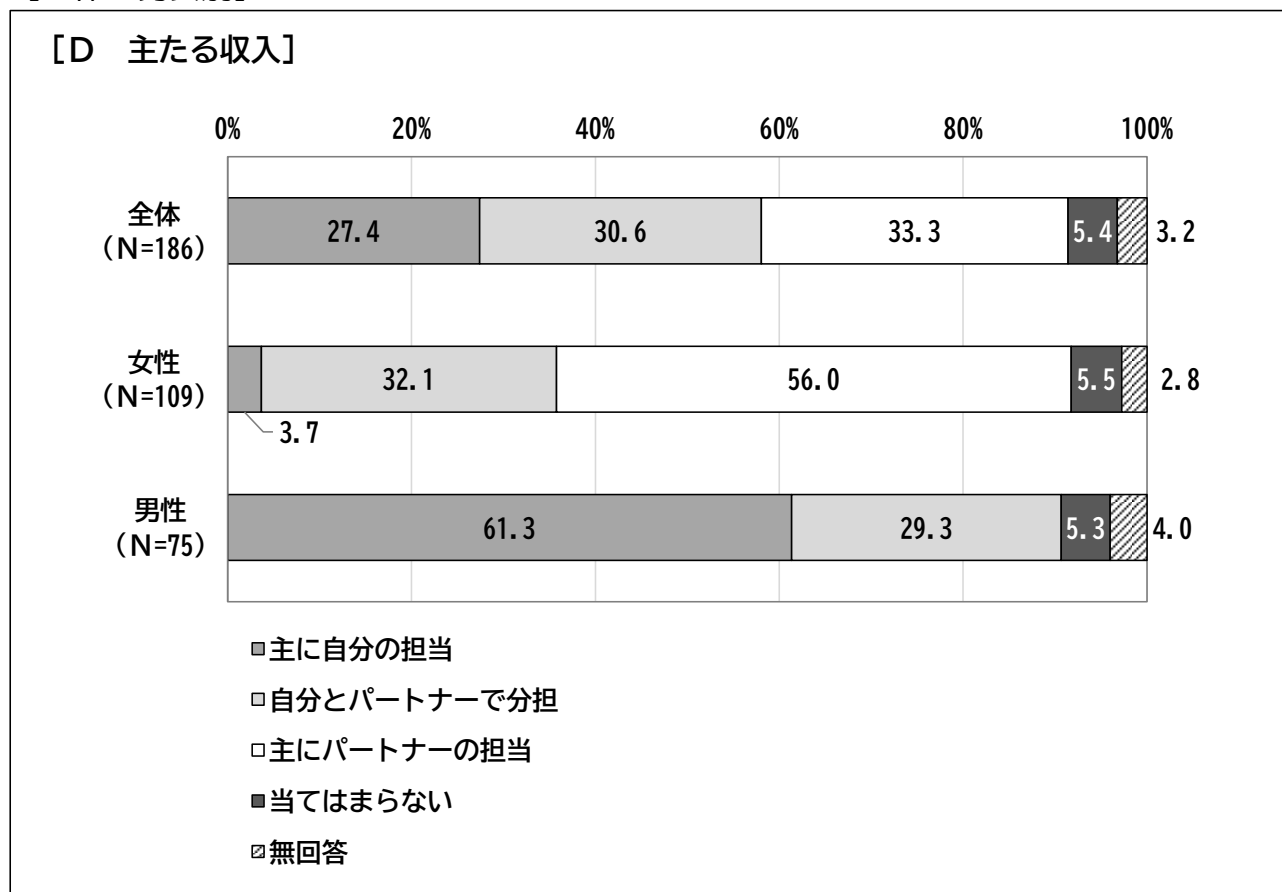
【全体・男女別】



<D 主たる収入－男女別>

女性では「主にパートナーの担当」が56.1%と過半数を占めていたのに対して、男性では「主に自分の担当」が6割程度となっていた。「自分とパートナーで分担」は男女ともに約3割だった。

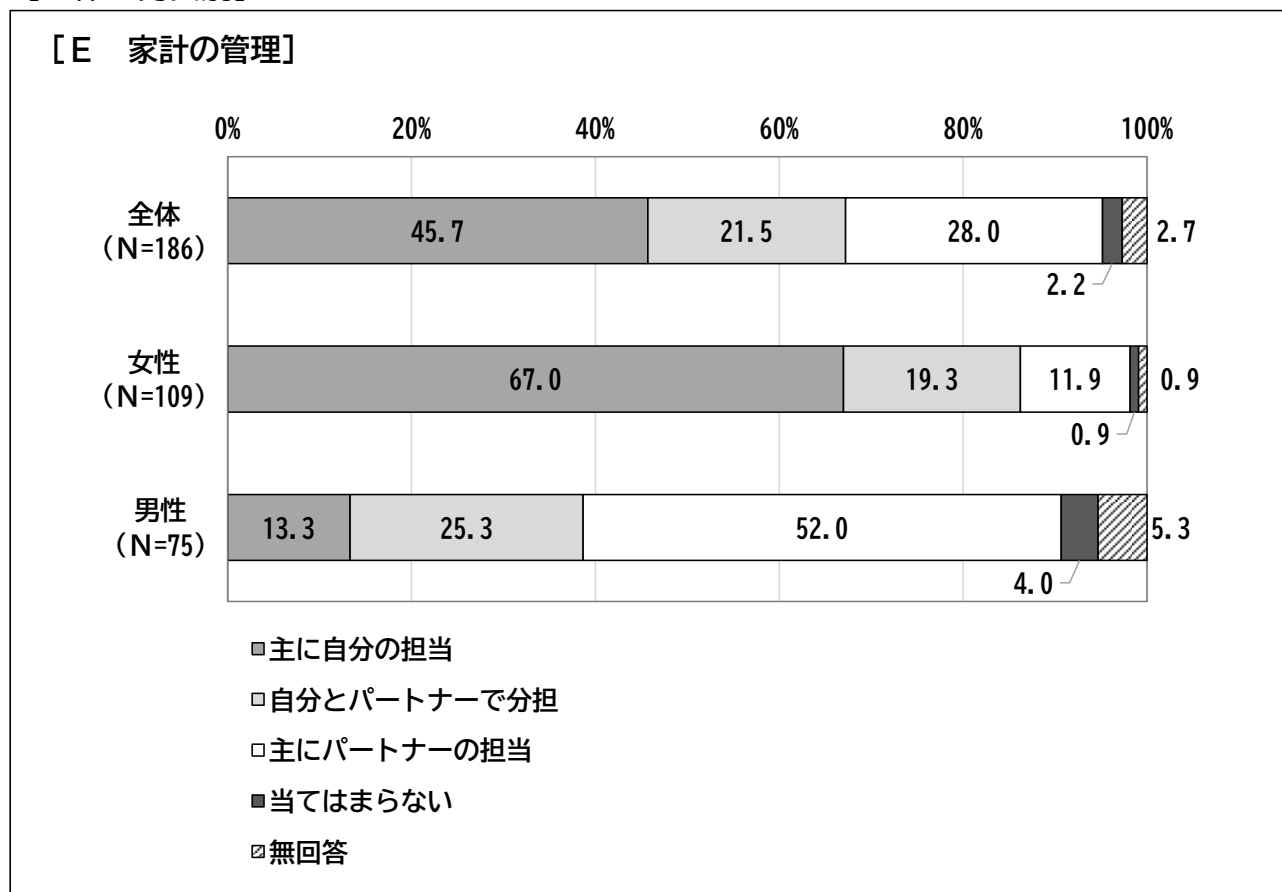
【全体・男女別】



< E 家計の管理－男女別 >

女性では「主に自分の担当」が67.0%を占めていた。男性では「主に自分の担当」は13.3%にとどまり、「自分とパートナーで分担」も3割程度あったが、約半数が「主にパートナーの担当」となっていた。

【全体・男女別】

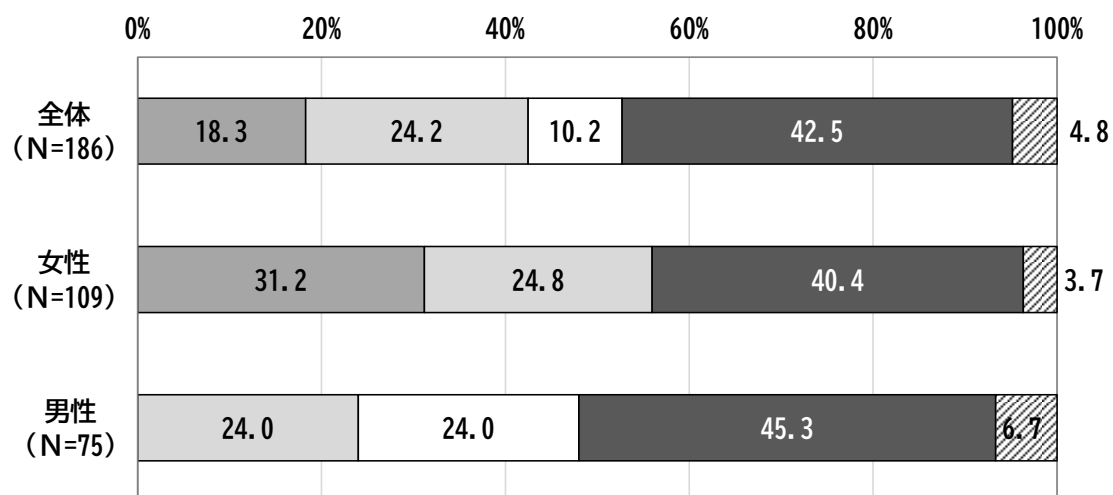


< F 家族の看護・介護－男女別 >

「主に自分の担当」は、女性では3割程度あったが、男性では0.0%だった。また、男女いずれも「当てはまらない」が40%以上を占めていた。

【全体・男女別】

〔F 家族の看護・介護〕



- 主に自分の担当
- 自分とパートナーで分担
- 主にパートナーの担当
- 当てはまらない
- ▨ 無回答

< G 子育て－男女別 >

「主に自分の担当」は、女性では3分の1以上あったが、男性では2.7%にとどまった。また、男女いずれも「自分とパートナーで分担」が約40%となっており、「当てはまらない」も2～3割あった。

【全体・男女別】

〔G 子育て〕



- 主に自分の担当
- 自分とパートナーで分担
- 主にパートナーの担当
- 当てはまらない
- ▨ 無回答

(3) 家事・子育て・介護への積極的な参加に必要なこと

問10 あなたが家事・子育て・介護に、積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から、いくつでもお選びください。

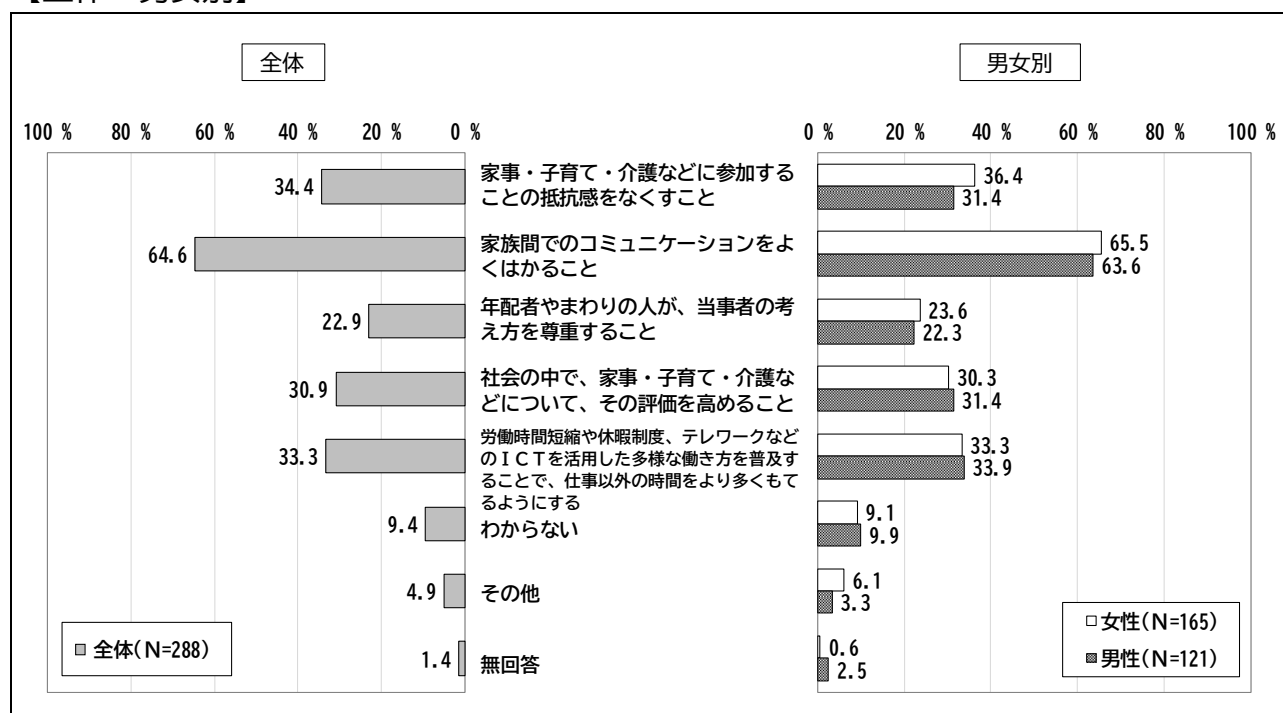
<全体>

「家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が64.6%と最も高く、次いで「家事・子育て・介護などに参加することの抵抗感をなくすこと」が34.4%、「労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどのICTを活用した多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多くもてるようにする」が33.3%と続いた。

<男女別>

男女で回答の比率に大きな差はなく、全体的に見た場合と類似した傾向だった。

【全体・男女別】



(4) 「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度（理想）

問11 生活の中での、「仕事」「家庭生活」「個人の生活（学習・趣味・付き合い等）」の優先度についてお聞きします。
あなたの理想に最も近いものを次の中から、1つだけお選びください。

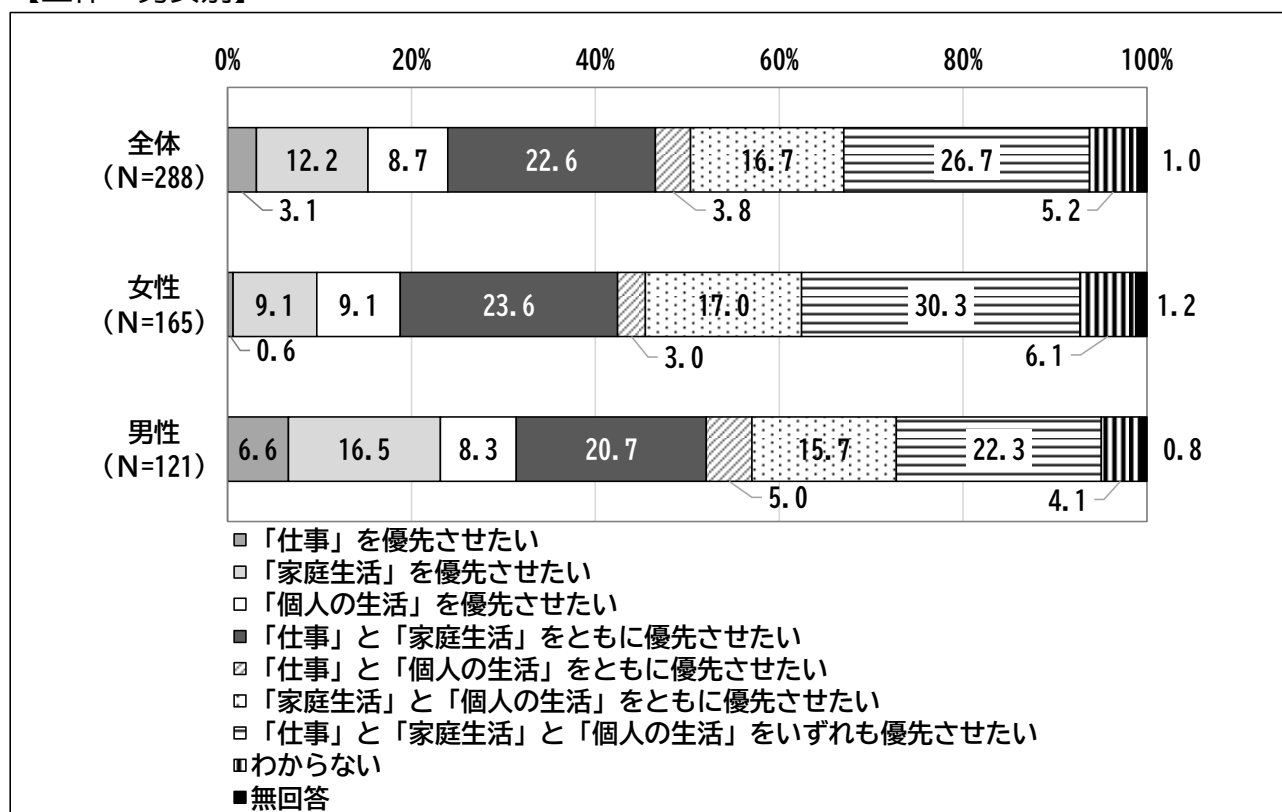
<全体>

「仕事と家庭生活と個人の生活をいずれも優先させたい」が26.7%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活をともに優先させたい」が22.6%、「家庭生活と個人の生活をともに優先させたい」が16.7%と続いた。

<男女別>

男性では、「家庭生活を優先させたい」の比率が女性よりも7.4ポイント高かったが、それ以外の項目については男女で回答の比率に大きな差はなく、全体的に見た場合と類似した傾向だった。

【全体・男女別】



(5) 「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度（現実）

問12 あなたの現実（現状）に最も近いものを次の中から、1つだけお選びください。

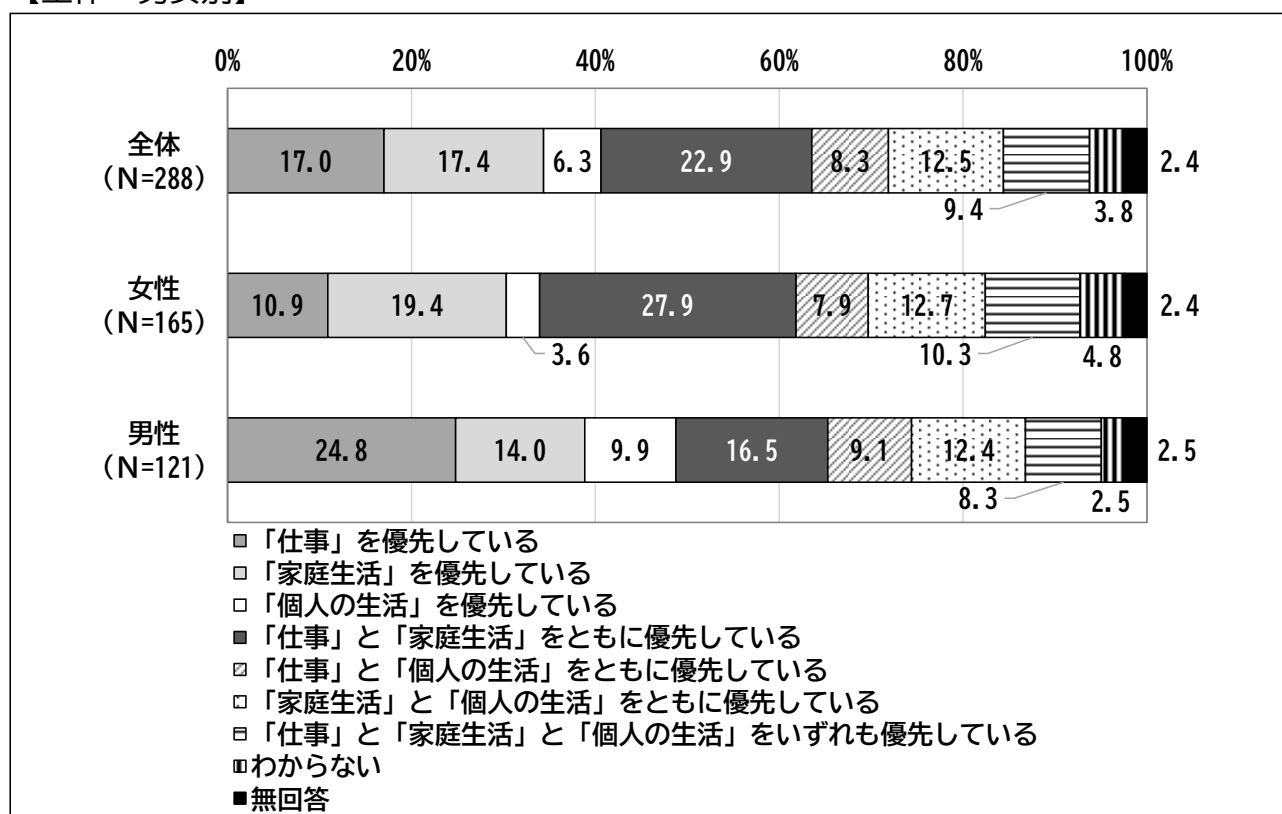
<全体>

「仕事と家庭生活をともに優先している」が22.9%と最も高く、次いで「家庭生活を優先している」が17.4%、「仕事を優先している」が17.0%と続いた。

<男女別>

女性では「仕事と家庭生活をともに優先している」が最も高く、次いで「家庭生活を優先している」だったのに対して、男性では「仕事を優先している」が最高で、「仕事と家庭生活をともに優先している」が続いた。

【全体・男女別】



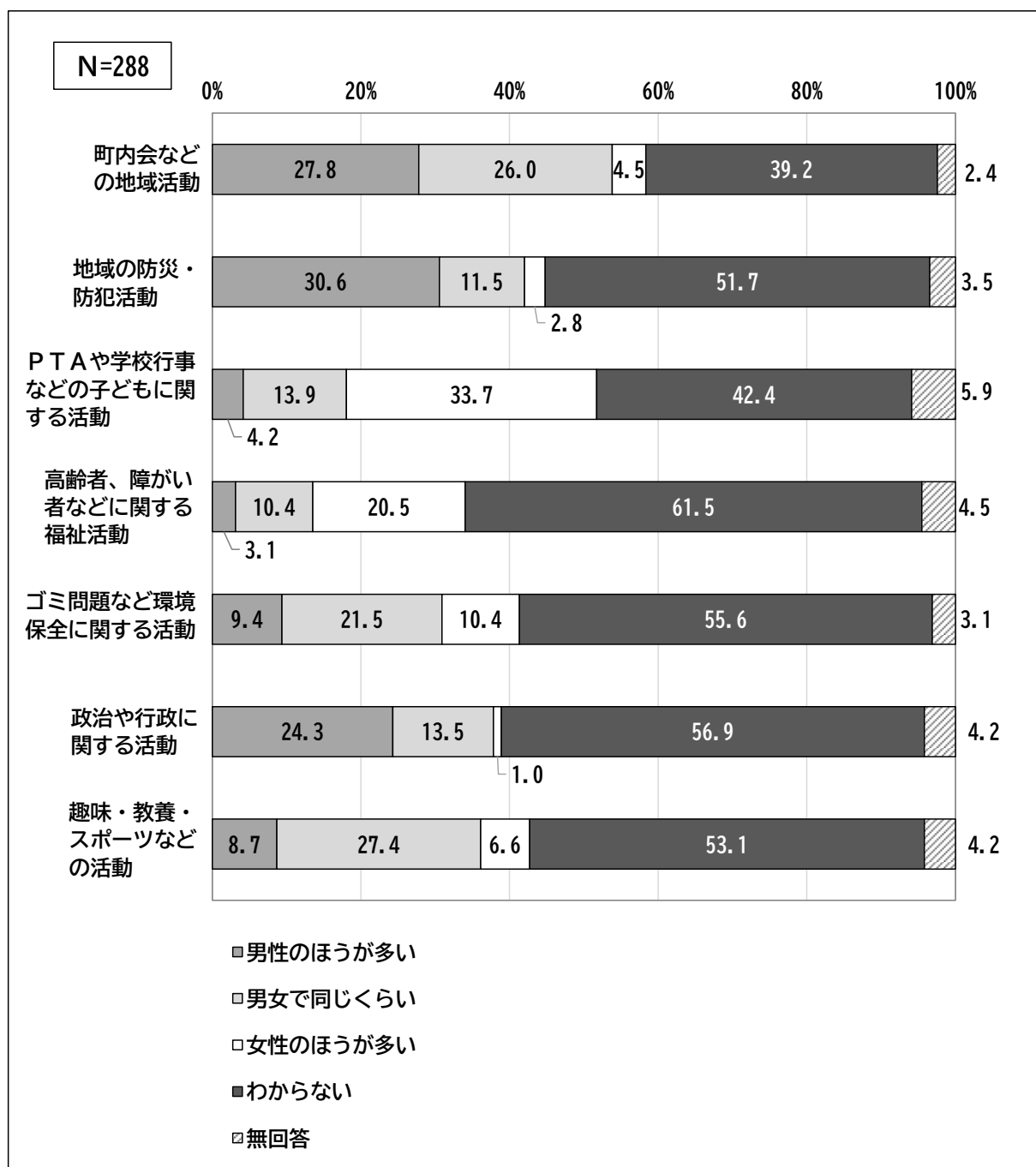
4 地域活動

(1) 地域活動への参加

問13 あなたのお住まいの地域では、次にあげるA～Gについて、男女どちらが参加することが多いですか。次の中から、それぞれ1つだけお選びください。

<全体>

いずれの項目でも「わからない」が最も高く、4～6割を占めていた。「町内会などの地域活動」、「地域の防災・防犯活動」、「政治や行政に関する活動」では、「男性のほうが多い」の比率が高かったのに対して、「PTAや学校行事など子どもに関する活動」や「高齢者、障がい者などに関する福祉活動」では、「女性のほうが多い」の比率が高かった。



(2) 多様な視点を地域に取り入れるために必要なこと

問14 現在、町内会などの地域団体における代表者は、男性の割合が高い状況にあります。今後、多様な視点を地域に取り入れるためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から、1つだけお選びください。

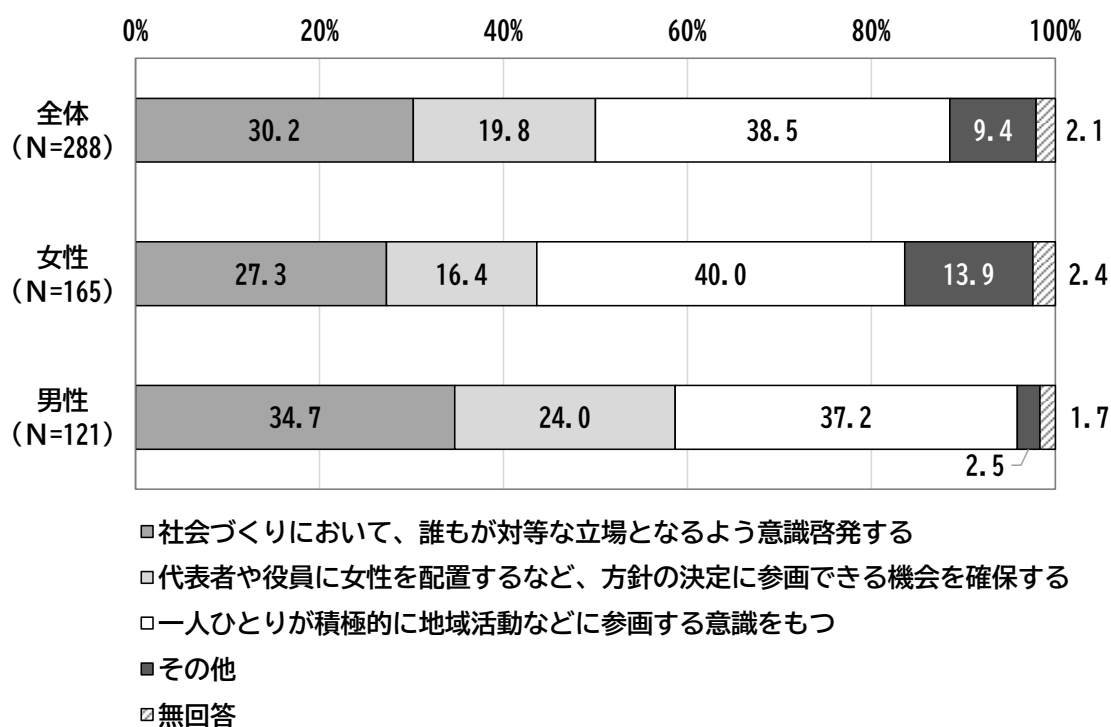
<全体>

「一人ひとりが積極的に地域活動などに参画する意識をもつ」が38.5%と最も高く、次いで「社会づくりにおいて、誰もが対等な立場となるよう意識啓発する」が30.2%だった。

<男女別>

女性では「その他」が男性を11.4ポイント上回ったが、それ以外の項目については男女で回答の比率に大きな差はなく、全体的に見た場合と類似した傾向だった。

【全体・男女別】

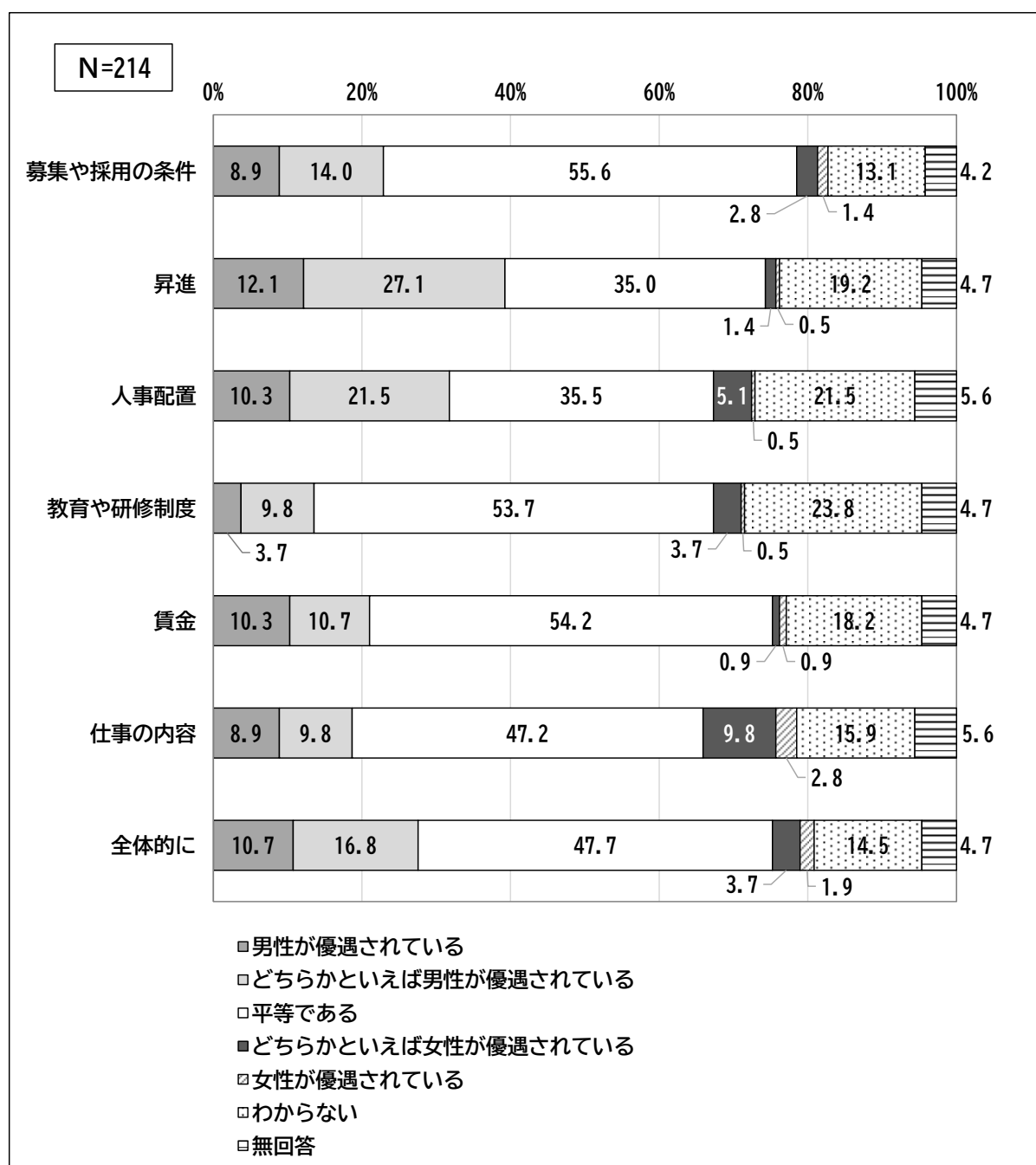


5 女性の社会進出

(1) 職場における男女平等

問15 現在、働いている方にお聞きします。あなたの職場では、次にあげるA～Gそれぞれの面で男女平等になっていますか。
次の中から、それぞれ1つだけお選びください。

「昇進」と「人事配置」以外の項目では、「平等である」が約半数を占めていた。「教育や研修制度」を除き、いずれの項目でも「男性が優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」のような、男性優遇を示す回答が合計2～4割程度となっていたのに対して、女性優遇を示す回答（「女性が優遇されている」または「どちらかといえば女性が優遇されている」の合計）は、ほとんどの項目で1割に満たなかった。



(2) 女性の就業に関する考え方

問16 女性が職業をもつことについて、あなたはどのように思いますか。
次の中から、1つだけお選びください。

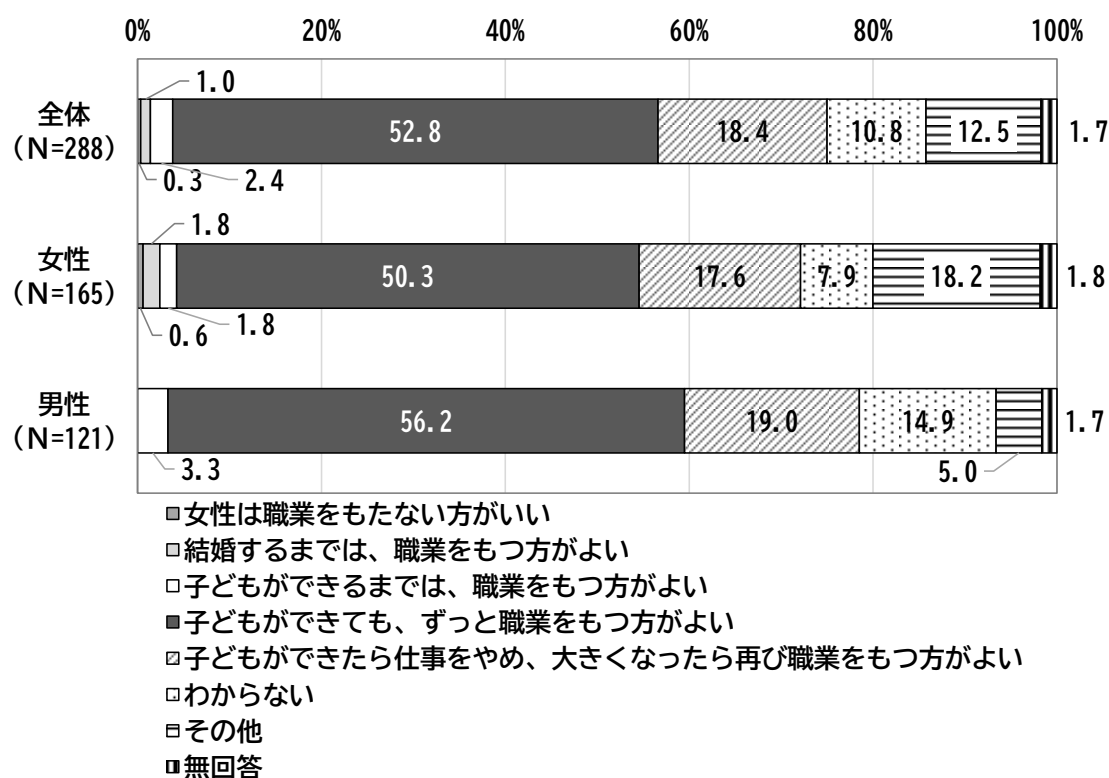
<全体>

「子どもができて、ずっと職業をもつ方がよい」が52.8%と約半数を占め、次いで「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が18.4%となっていた。「女性は職業をもたない方がいい」、「結婚するまでは、職業をもつ方がよい」、「子どもができるまでは、職業をもつ方がよい」といった、女性の継続した就業に否定的な回答は、合わせて5%未満にとどまった。

<男女別>

女性では「その他」が男性を13.2ポイント上回ったが、それ以外の項目については男女で回答の比率に大きな差はなく、全体的に見た場合と類似した傾向だった。

【全体・男女別】



(3) 女性の就業継続を妨げる要因

問17 女性が仕事を続けていくうえで、妨げになる要因は何だと思いますか。
次の中から、いくつでもお選びください。

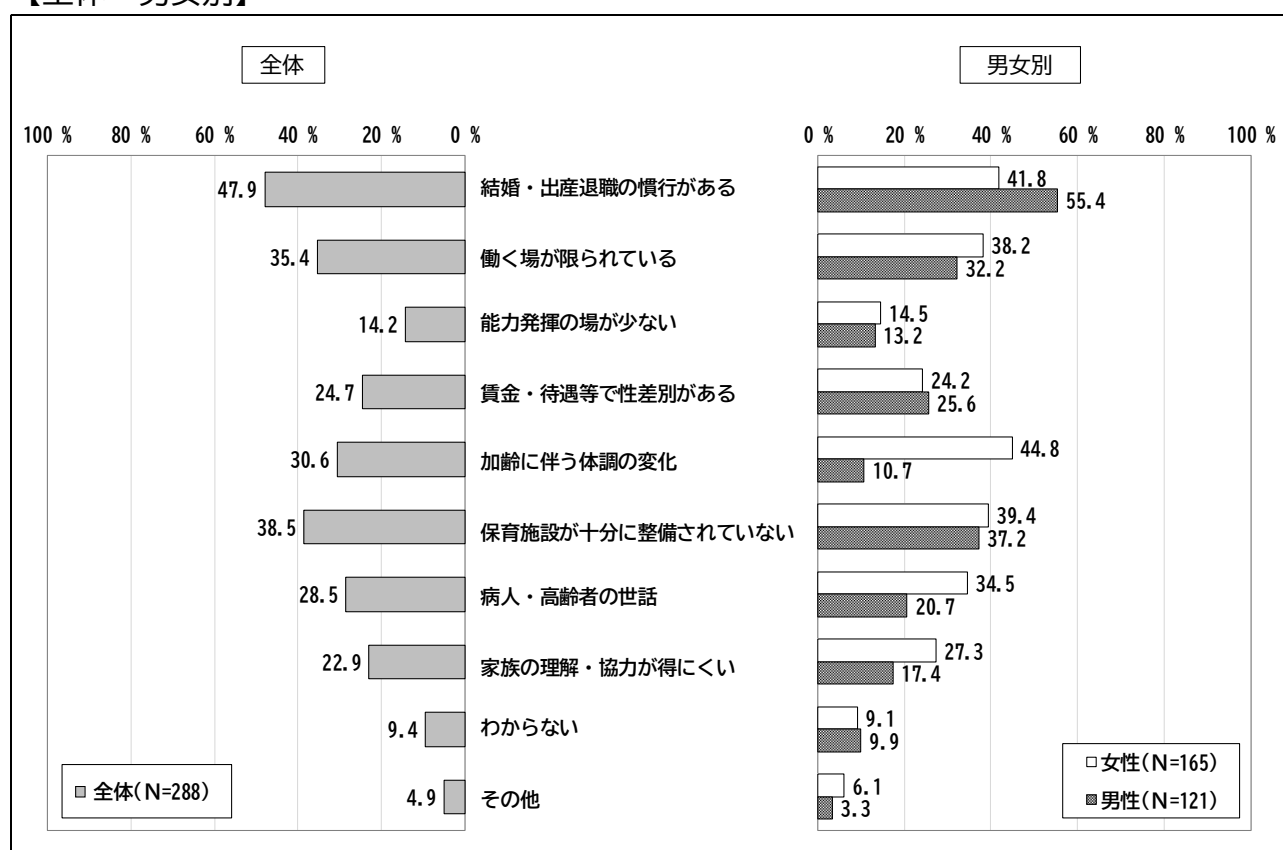
<全体>

「結婚・出産退職の慣行がある」が47.9%と最も高く、次いで「保育施設が十分に整備されていない」が38.5%、「働く場が限られている」が35.4%と続いた。

<男女別>

女性では「加齢に伴う体調の変化」が44.8%と最も高かったが、男性では1割程度だった。女性で2番目に高かったのは「結婚・出産退職の慣行がある」の41.8%であり、男性ではこの項目が55.4%で最も高かった。また、「保育施設が十分に整備されていない」は、男女ともに比率が3分の1以上と比較的高くなっていた。このほか、「病人・高齢者の世話」と「家族の理解・協力が得にくい」は女性が男性を10ポイント程度上回っていた。

【全体・男女別】



(4) ワーク・ライフバランスの実現に必要なこと

問18 家事・子育て・介護などに費やす時間を男女間でバランスがとれたものとし、仕事と家庭を両立させるためには、特にどのような支援が必要だと思いますか。次の中から、1つだけお選びください。

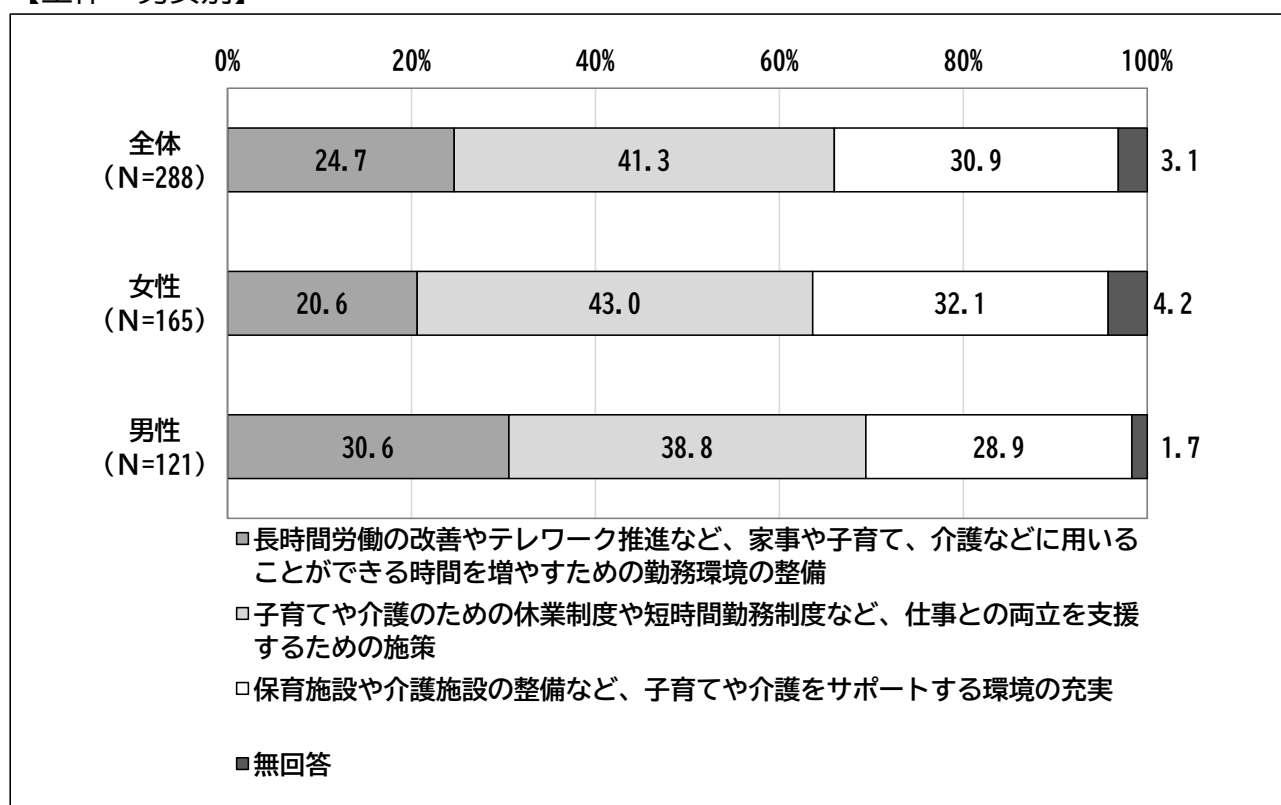
<全体>

「子育てや介護のための休業制度や短時間勤務制度など、仕事との両立を支援するための施策」が41.3%と最も高かったが、その他の項目もおよそ25～30%と比較的高い比率だった。

<男女別>

女性では「長時間労働の改善やテレワーク推進など、家事や子育て、介護などに用いることができる時間を増やすための勤務環境の整備」が男性を10.0ポイント下回ったが、それ以外の項目については男女で回答の比率に大きな差はなく、全体的に見た場合と類似した傾向だった。

【全体・男女別】



(5) 女性の管理職登用の障害

問19 職場で女性の管理職登用の障害となるものは何だと思いますか。
次の中から、いくつでもお選びください。

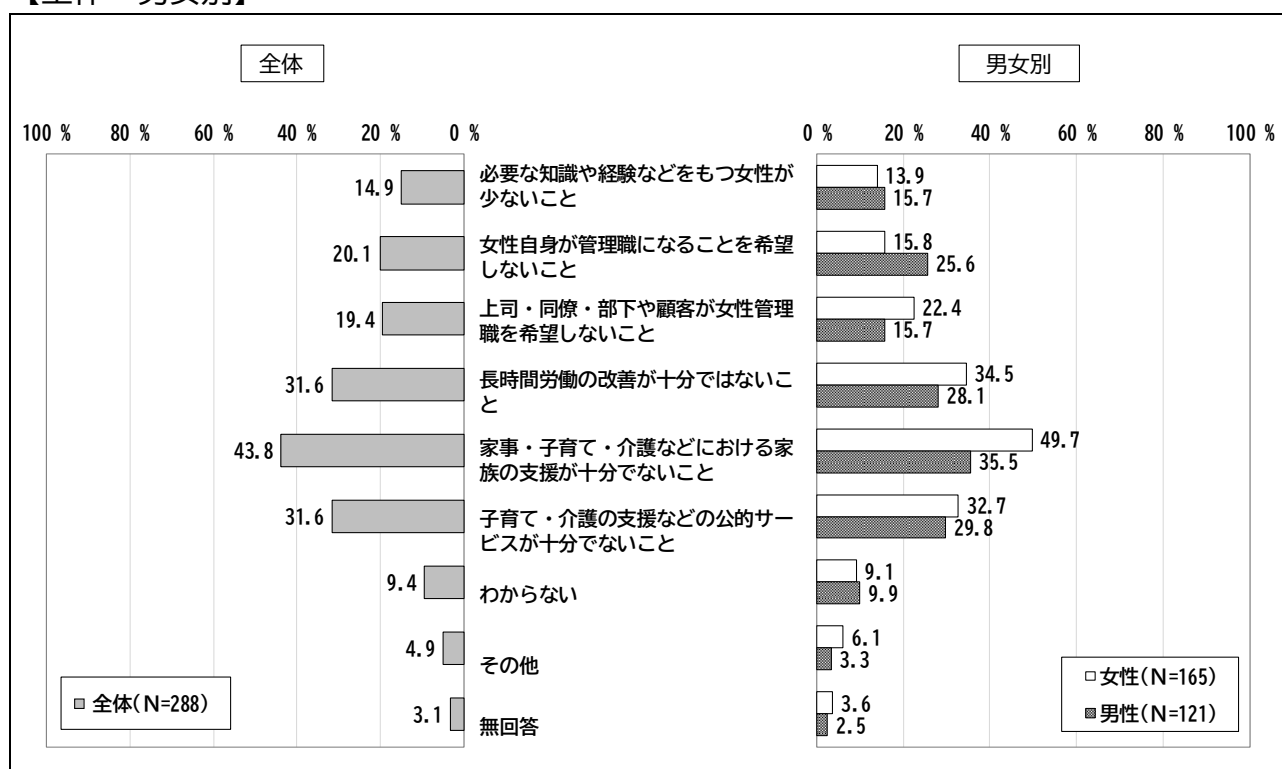
<全体>

「家事・子育て・介護などにおける家族の支援が十分でないこと」が43.8%と最も高く、次いで「長時間労働の改善が十分ではないこと」と「子育て・介護の支援などの公的サービスが十分でないこと」がともに31.6%だった。

<男女別>

女性では「家事・子育て・介護などにおける家族の支援が十分でないこと」が49.7%と男性を14.2ポイント上回ったものの、男性でもこの項目が最も高くなっていること、「長時間労働の改善が十分ではないこと」と「子育て・介護の支援などの公的サービスが十分でないこと」が30%前後になっていることなど、全体的に見た場合と類似した傾向だった。このほか、「女性自身が管理職になることを希望しないこと」では男性が女性を10ポイント程度上回っていた。

【全体・男女別】



6 ドメスティック・バイオレンス（DV）など女性への暴力

(1) DVの経験等

問20 あなたは配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係にあたる人からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」について、経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。次の中から、いくつでもお選びください。

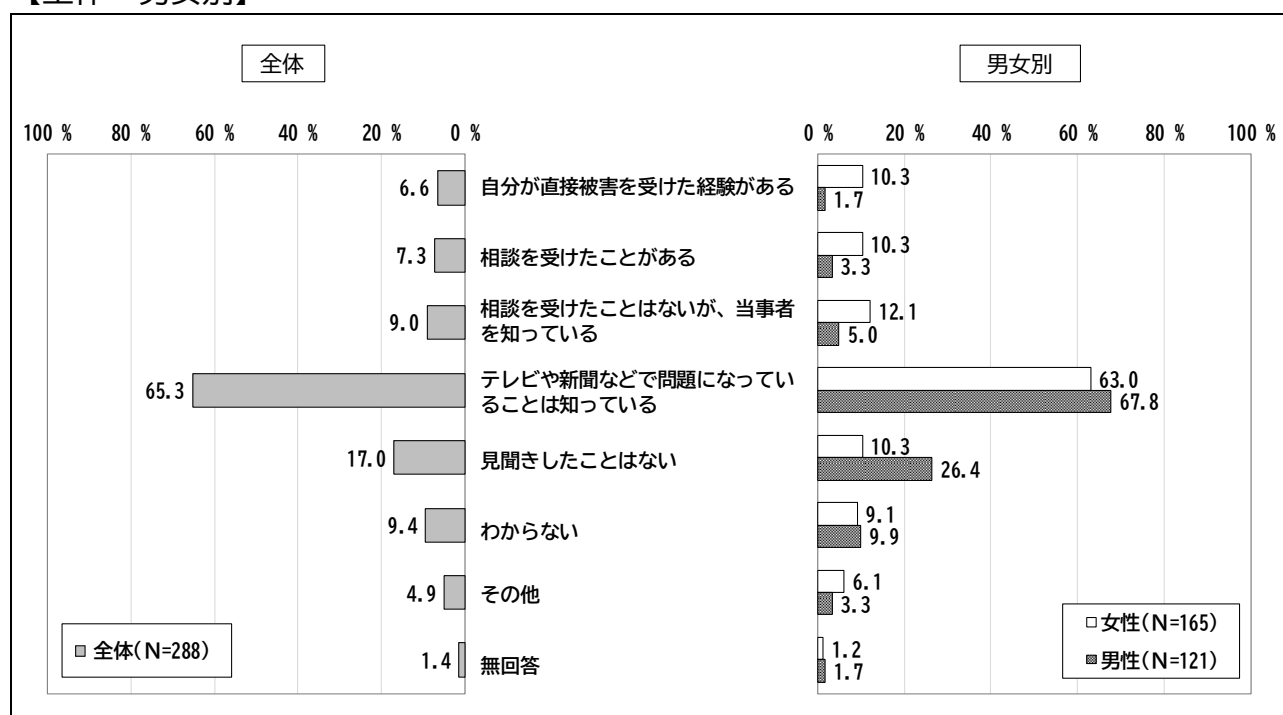
<全体>

「テレビや新聞などで問題になっていることは知っている」が65.3%と最も高く、次いで「見聞きしたことはない」が17.0%となっており、その他の項目はいずれも10%未満にとどまった。

<男女別>

男女ともに「テレビや新聞などで問題になっていることは知っている」が60%以上で最も高かった。男性では「見聞きしたことはない」が26.4%で女性を16.1ポイント上回ったが、その他の項目はいずれも10%未満となっていた。それに対して、女性では「自分が直接被害を受けた経験がある」、「相談を受けたことがある」、「相談を受けたことはないが、当事者を知っている」といった回答が1割ほど見られた。

【全体・男女別】



(2) 女性に対する暴力の根絶に必要なこと

問21 性犯罪、売買春（いわゆる「援助交際」を含む）、配偶者等の暴力、セクシュアル・ハラスメント等、女性に対する暴力をなくすためにはどうしたらよいと思いますか。次の中から、いくつでもお選びください。

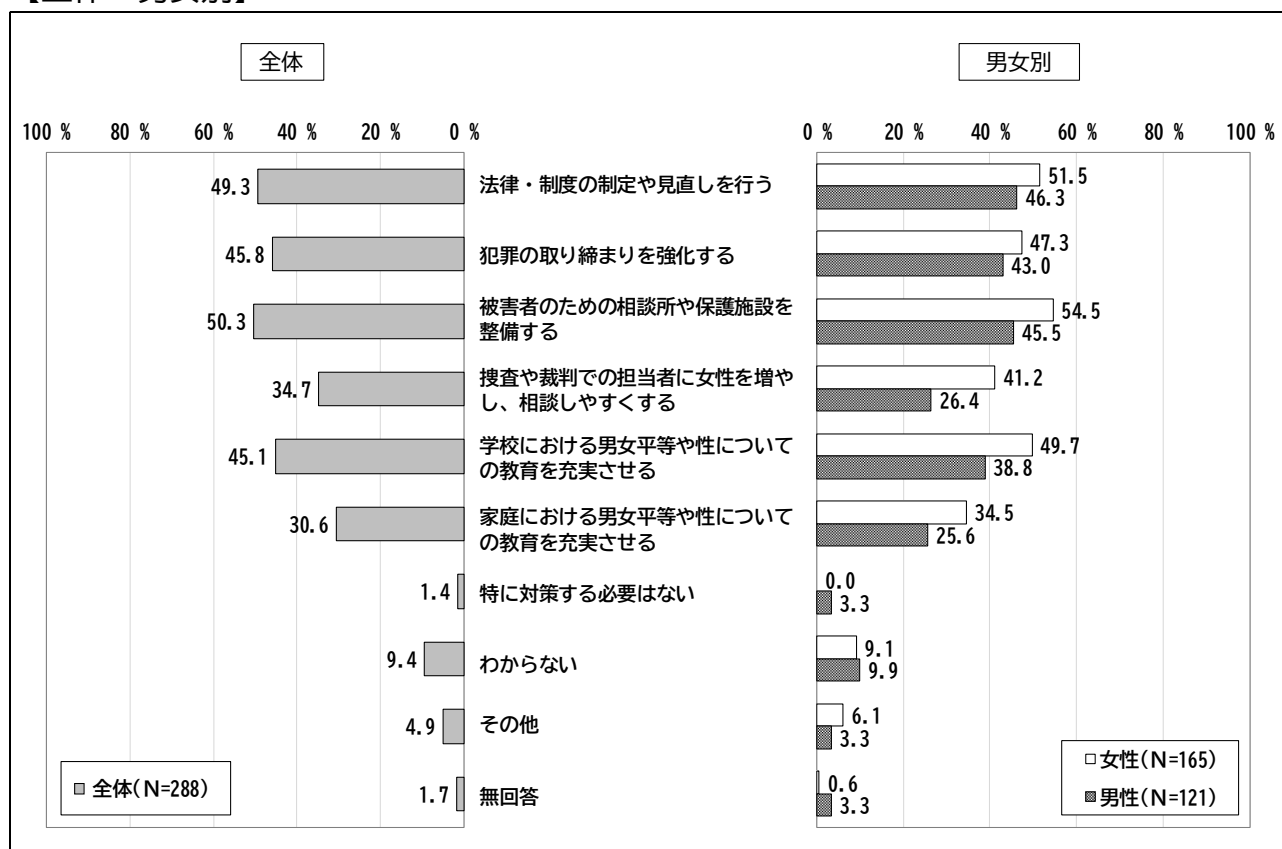
<全体>

「法律・制度の制定や見直しを行う」、「犯罪の取り締まりを強化する」、「被害者のための相談所や保護施設を整備する」、「学校における男女平等や性についての教育を充実させる」がいずれも 50%前後と比較的高かった。「捜査や裁判での担当者に女性を増やし、相談しやすくする」と「家庭における男女平等や性についての教育を充実させる」も約3割あり、「特に対策する必要はない」は 1.4%と低かった。

<男女別>

女性では全体的に見た場合と類似した傾向となっており、「特に対策する必要はない」は 0.0%だった。男性では、何らかの対策に関する回答の比率が全体的に女性よりも 10ポイント前後低かった。

【全体・男女別】



7 LGBTQなど性の多様性

(1) 言葉の認知状況

問22 あなたは次にあげる言葉を知っていますか。知っているものをすべてお選びください。

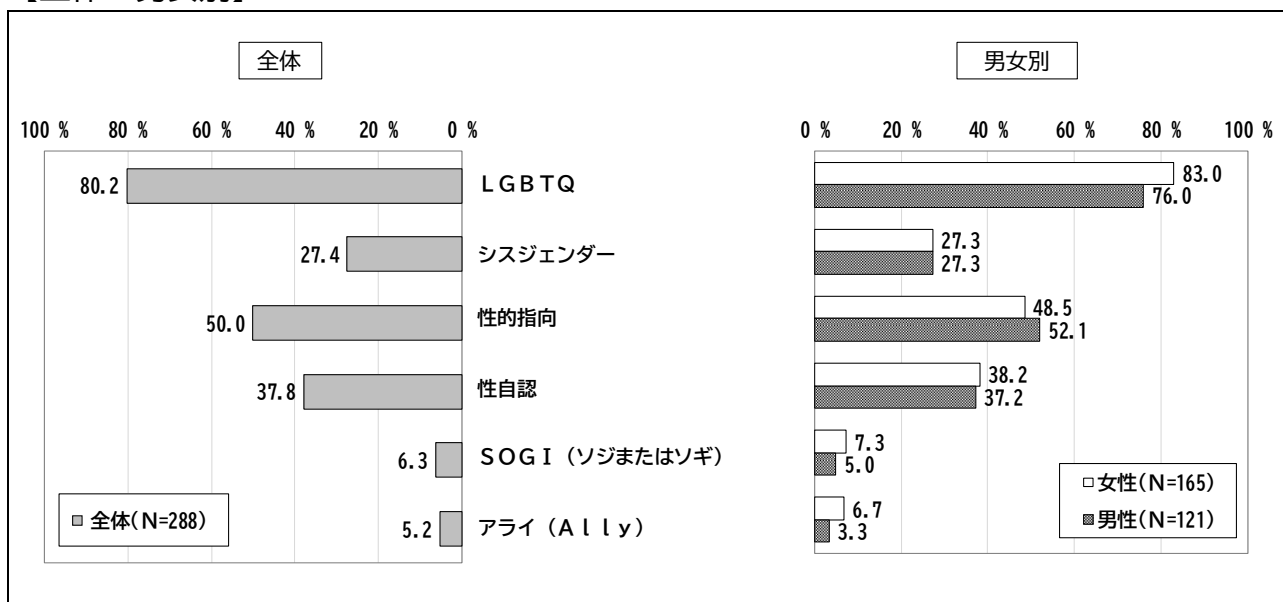
<全体>

「LGBTQ」は80.2%と最も認知度が高く、次いで「性的指向」が50.0%、「性自認」が37.8%に認知されていた。「SOGI」と「アライ（Ally）」の認知度は1割に満たなかった。

<男女別>

男女で回答の比率に大きな差はなく、全体的に見た場合と類似した傾向だった。

【全体・男女別】



(2) 性的マイノリティに対する理解や支援として必要なこと

問23 あなたはLGBTQの方々に対する理解や支援には、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から、いくつでもお選びください。

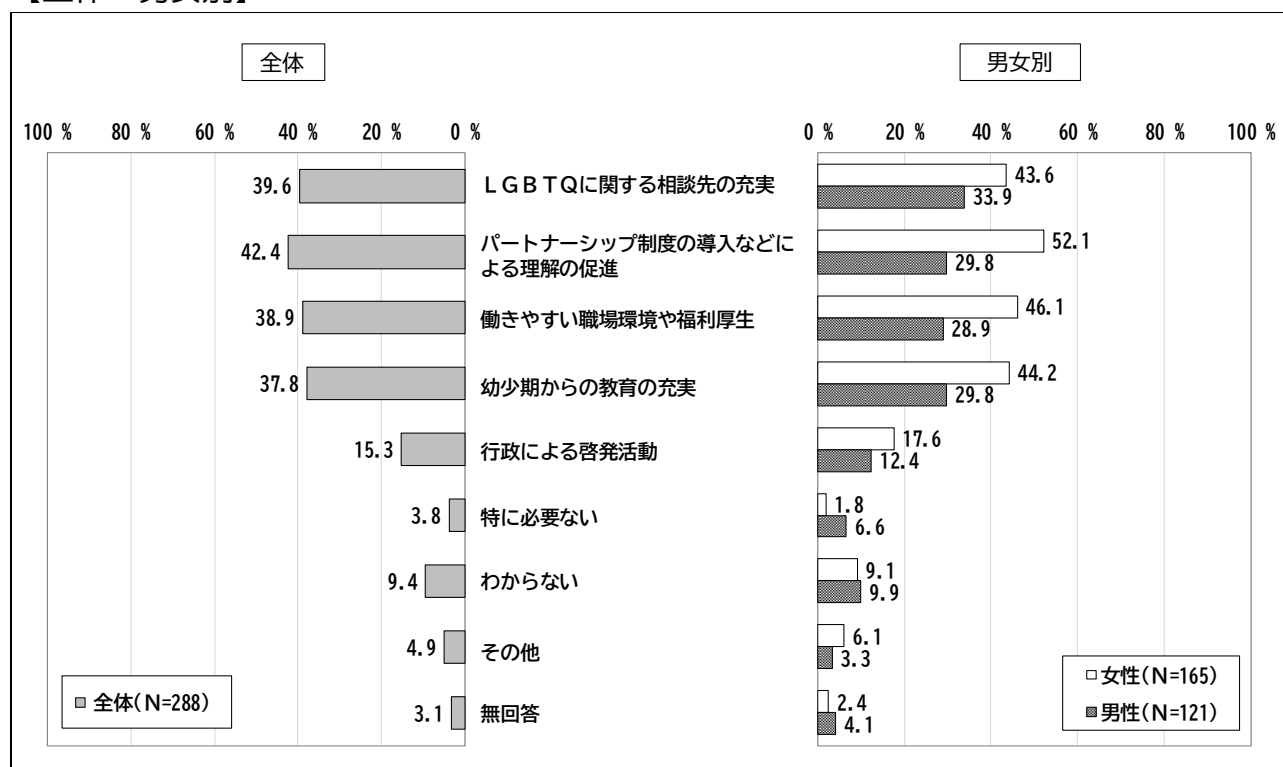
<全体>

「LGBTQに関する相談先の充実」、「パートナーシップ制度の導入などによる理解の促進」、「働きやすい職場環境や福利厚生」、「幼少期からの教育の充実」がいずれも40%前後と比較的高く、「特に必要ない」は3.8%と低かった。

<男女別>

女性では全体的に見た場合と類似した傾向となっていた。男性では、何らかの対策に関する回答の比率が全体的に女性よりも10~20ポイント程度低かった。

【全体・男女別】



8 男女共同参画に関する意識や施策

(1) 男女共同参画の推進に必要なこと

問24 あなたは男女共同参画を進めるためにどのようにすることが必要だと思いますか。
次の中から、いくつでもお選びください。

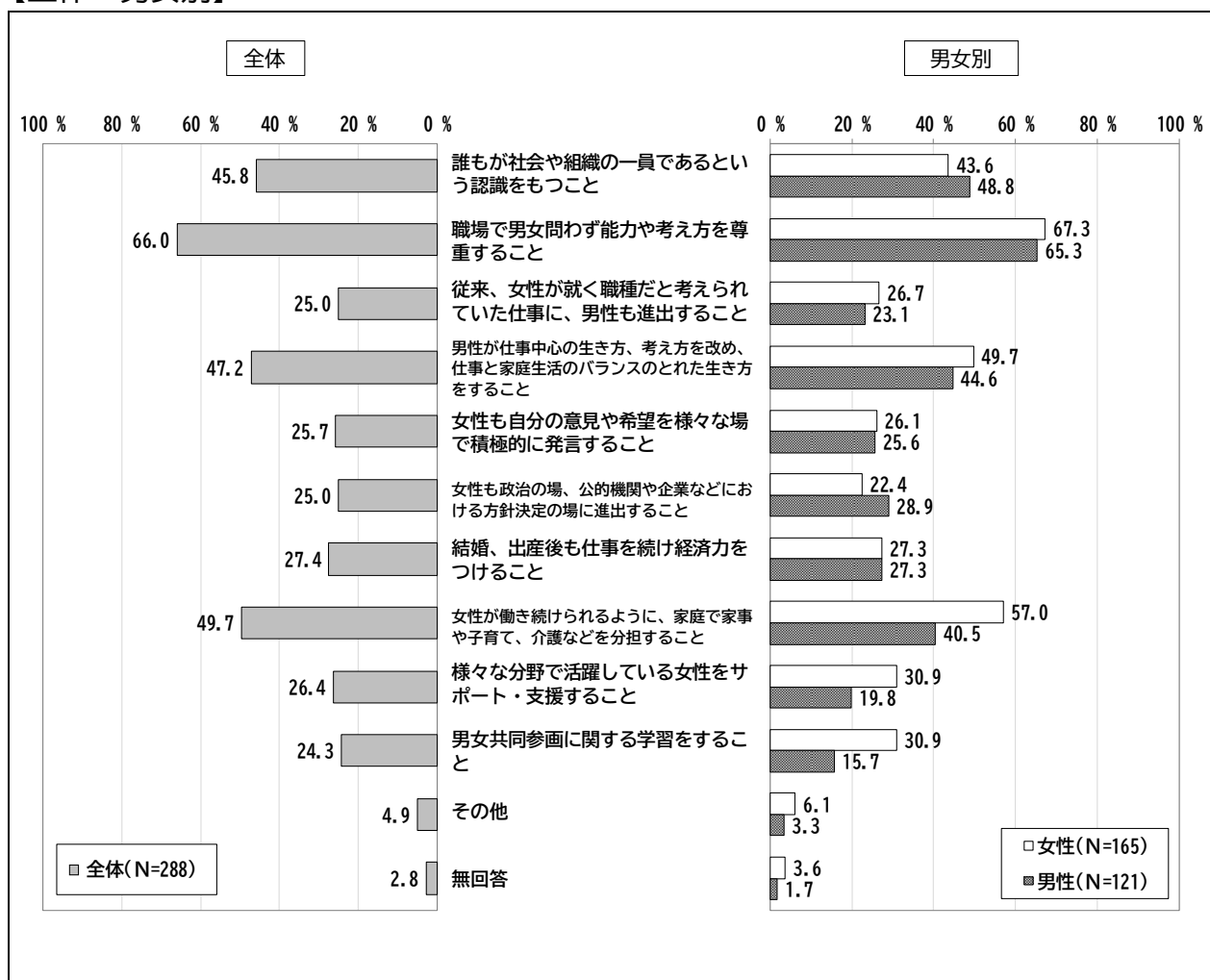
<全体>

「職場で男女問わず能力や考え方を尊重すること」が66.0%と最も高く、「女性が働き続けられるように、家庭で家事や子育て、介護などを分担すること」、「男性が仕事中心の生き方、考え方を改め、仕事と家庭生活のバランスのとれた生き方をすること」、「誰もが社会や組織の一員であるという認識をもつこと」がいずれも50%程度と比較的高かった。

<男女別>

女性では「女性が働き続けられるように、家庭で家事や子育て、介護などを分担すること」、「様々な分野で活躍している女性をサポート・支援すること」、「男女共同参画に関する学習をすること」が男性を10～15ポイント程度上回ったが、それ以外の項目については男女で回答の比率に大きな差はなく、全体的に見た場合と類似した傾向だった。

【全体・男女別】



(2) 男女共同参画社会の形成に向けて町に望むこと

問25 男女共同参画社会づくりをすすめていくために、町に対して特に望むことはどのようなことですか。次の中から、いくつでもお選びください。

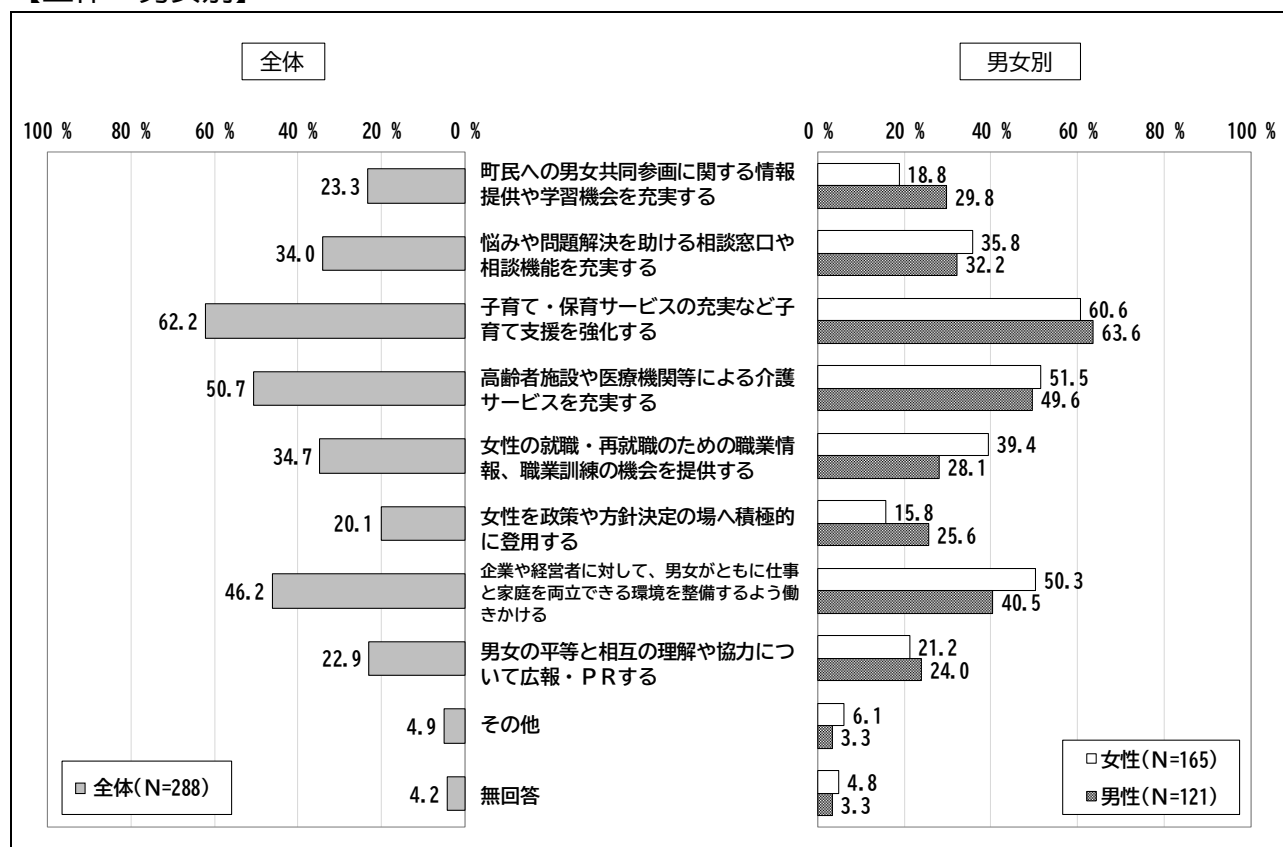
<全体>

「子育て・保育サービスの充実など子育て支援を強化する」が62.2%と最も高く、次いで「高齢者施設や医療機関等による介護サービスを充実する」が50.7%、「企業や経営者に対して、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境を整備するよう働きかける」が46.2%と続いた。

<男女別>

女性では「女性の就職・再就職のための職業情報、職業訓練の機会を提供する」、「企業や経営者に対して、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境を整備するよう働きかける」が男性を10ポイント程度上回り、男性では「町民への男女共同参画に関する情報提供や学習機会を充実する」が女性を11.0ポイント上回ったが、それ以外の項目については男女で回答の比率に大きな差はなく、全体的に見た場合と類似した傾向だった。

【全体・男女別】



9 自由記述

男女共同参画社会について、ご意見、ご要望などがございましたら、下記の欄にご自由にお書きください。

- ・ そんな社会自体がありえない。税金が高すぎだし、いらぬ議員を削減するとか、もっとその前にやることがある。
- ・ 特にありません
- ・ 行政として後手ではなく、将来を見越し先手で準備してほしい。世間の話題になってからの対応では遅い。ほかの地位では対応していることも対応できていない
- ・ 家庭生活に余裕がないと仕事も上手くいかなくて、うつ病になってしまいます…そうならない様にお願いします。
- ・ 意見でも要望でもないのですが、最近困ったことがございました。私事で恐縮なのですが、結婚し出産を機に退職し専業主婦という形で年子の子供達の育児に専念しておりました。離婚となり仕事を探しましたが、何の取り柄も資格もなく、またブランクもあり、自身の通院、子供たちの入院などもあり、休みを取りやすいことを条件でパート勤務として数年働いている次第です。先日、感染症にかかりしばらく休養となり欠勤で無収入なことが大変困りました。パートなのでボーナス、手当てなども一切なく時給のみです。このままでは今後また何かあった時に生活できないと焦り、子供達も成長し、落ち着いてきたので福利厚生があったらいいなと転職活動をと探し始めましたが、45歳以下の求人がほとんどで制限・タイミング含め働ける場を探すことすら難しく、パートで働けるだけ有難いんだなと実感しました。きっと、離婚後やブランクがあっても離婚してなくてもできない方も多々いらっしゃるのだらうなと改めて痛感しました。性別・年齢関係なく暮らしやすくなるといいなと思います。
- ・ 男女問わず、男女の肉体的性差があることを前提とした理解を持つべきだ。一度職を離れざるを得なかった女性・男性の再就職の支援が重要。家庭に人がいることの重要性の可視化
- ・ 女性の就職・再就職のための職業情報、職業訓練の機会を提供する、企業や経営者に対して、男女がともに仕事を両立できる環境を整備するよう働きかける
- ・ 現在の社会や町政に特に問題はない。男女平等や共同参画についても男女の性による生物的な差によるもの以外の状況については実現できていると感じる。行政に対しては、一部の自己主張の激しい人々の声をあまりまともに受け入れないでいただきたい。多くの方は多少の不満があれど、社会のために働き生活している。マイノリティな方々も、自分がそうであると認識しているし、社会に完全に受け入れてもらえると思っ
てはいないと思います。なので過度に社会が受け入れようとするのではなく、そういう人もいると認識する程度にとどめ、そっとしておいてあげるのがよいと思っています。なんでも平等にするのではなく、一つ一つの事柄に合わせて柔軟に対応できる社会になればよいですね。町政を担う町職員の皆様の働きに感謝します。
- ・ 色々思うところはあって、ここに書ききれんかはわかりませんが…「男女平等」とか「対等」なんて、そもそも無理だしそれをはき違えて捉える人が多いと思うが、令和・平成生まれの若い子達のことはわからないけど、現在30～40代の昭和生まれの私のまわりでは、言うて女子が子育て、家事をしているし、最近では不景気だからと、仕事もフルで働かざるを得なくなったり、はたみに見えてもただただ女子の負担がひどい！
男は朝、ゴミ出したくらいで大きな顔をしている人が大半だと思うが、本当に平等を唱うなら家事もルーレット作って毎日同じ量やったらいいんだわと思う。
結婚前の職場では、私がシフトを作ったり色々していましたが、日本人は何かと「平等に」とか言うが、人によって能力も才能も経験も考えも違うのに平等を強要すること自体が違うと思う。私は注射がうまかったから、ご指名No.1だったからなるべく卒先して注射に行ったり、採血がうまい人には血管細すぎて入らない人に卒先して行ってもらったり、クレーマー気質の患者さんが来たら受付で丸腰の受付さんが動いて、とげをそげ落としてくれるから診察に入ってもらっていたし（笑）
「適材適所」じゃないけど、得意を見極めてそれを活かし、互いに苦手なカバーし合う方が、結局、全体がスムーズにまわせると思う。これがただの一例で書いたけど、平等とゆうものはないんだから（社会においても全てにおいて）互いに「平等」を意識してギリギリ過ごすのではなく、得意を活かしながら全体がスムーズにまわることを考えて動いたら良いよねと思います。
まあ言うて女子は特に「妬み、嫉み、浜崎あゆみ」が多いのでね
全体を考える人より「自分のプライド」を考える人が多くて疲れますけど。

- ・そもそも、こんなアンケートが役に立つのか？
スウェーデンやノルウェーなど男女の格差がない国をまねしているだけの日本だと思う
日本トップの考え方が変わらないかぎり、ムダなアンケートだと思う
昔から男女格差がなければ今頃、子供の数も多かったと思うし、すべてにおいて柔軟な考え方の人が増えていたと思う。また今の議員を定年制（５５～６５）にして若い世代をどんどん入れないとダメだと思う（ＬＧＢＴＱでも良いと思う）俗に言う老害が国会で発生していると思う
新たな世代に期待できればと思います
- ・詰問の下に記入してしまいました。申し訳ありません。男女共同参画社会の実現に不可欠の一つとして父親の養育費不払が根底にあって、母子家庭においては母子で家庭を維持しているのが現実であり、私達の税金の一部もつかわれています。父母が亡くなり片親の過程を援助する事は納税者として納得していますが、支払い能力があるにもかかわらず養育費を支払わず他者に負担を強いているは納得がいきません。法令も養育費の支払いは義務ですので少ないですが行政が介入し養育費を他の税金の様に徴収している所もありますので、幕別町も大胆な政策に取り組んで欲しいです。男女共に受けられるサービスが同等であるのはもちろんですが、弱者が安心して生活を営める事が共同参画社会には必要であると考えます
- ・幕別町でどのような取組をしているか知らないのですが、現状を知りたいと思う。このアンケートの中に幕別町の取組のわかる物があればもう少し色々考えて答えられたかもしれない
- ・今の上司・管理職などの男性達が女性には家庭に入り仕事をする事に良い感情を抱いていない事が最大の問題であると思います。結局女性は結婚し子どもを産むと仕事を休職しなければいけないのは、子育てをしながら働く制度もなく、いたしかたなく行っているのであって、制度が充実しないことを男性達がそれで良い。その方が良い。と少なからず思っていることが根底にあるのではないのでしょうか…。昔は今より物価も安く、男性の給与も多くそれでよかったのかもしれませんが、今は違います。まずは中～高年男性の意識を変えていかないと、この問題は一生かわっていかないとと思います。
- ・男女共同参画社会が実現するためには、個々の意識変革が必要と思われる
- ・まずは出来る事、やりやすい事から始めては？それかというと、保育サービスの充実と人員の増加。減税。
- ・現状を改善する事と同時に、子供たち人の教育も行っていく必要があると思います。そうする事であまり時間をかけずに世の中全体の考え方がソフトになっていくと考えています。日本が遅れているのは、外国のようにそういった教育が行われていない事だと思いますし、日本は割と自分が出しゃばらない方がカッコいいみたいな思想がまだまだ強いのかなと感じます。家族においても、その人のタイプによって家事に向いていない旦那さんも奥さんもいます。ケースによっては、「男は外で稼いできて」という夫婦もいますし、旦那さんが料理や洗濯をしてくれる夫婦もいます。結婚したり同棲したりする時点で男女で（当時者）きちんと話し合うものなんだという認識を子供の頃から教えておけば、すれ違いは少なくなるのかなと思います。企業においても、定期的に面談などして仕事に対する思いと家庭に対する思いを聞き取りするようにすれば、「一度管理職から外れて残業を減らし、数年後に一般職から再検討」みたいな事もありだと思います。
- ・１．広報まぐもジャンルに分けて工夫しデジタル化へ。毎月多くの情報も整理し、印刷、手間などの経費の削減
２．町民への情報提供や学習機会・健康（ヨガ）等々、参画範囲を広げる為には、動画提供など積極的に行っては！
３．これからの行政のあり方も税だけでなく、儲かる行政・儲ける行政でよいのでは！経済をもっと回していける様な機能が必要です。町の行政として幅広い事業を展開してほしい。若者や老人まで魅力あふれる地域にする様に現実的に思考・実行できる部所を作る必要有り。町民の中には数多くの人材達がいいます。年令を問わず、意見の交換、自由な発言の場を提供し、常に学び進める地域を作してほしい
- ・採用募集をすると６０歳以上のシニアの女性からの応募が多く、若い子育て世代の人の募集がない。女性が働くことは良いと思うが、若い世代の人がもっと働きやすい環境が整うといいなと思います
- ・特に年配の方はまだ亭主関白な人が多いイメージがあり、女性が発言してもそれを認めてくれないように思う。子どもを産んでも女性に任せっきりで自分は仕事しなくて良いという人が多い。あと、子どもを母乳で育てているかミルクで育てているかいちいち聞いてくる。
なので、まだ世の中、男女共同参画社会になるのは難しいと思う。職場でも上司が女性は結婚したら辞めるから、役職はつけないとかだたの捨て駒にかかれていない。
子どもの事でいうと、幼稚園や保育園で女の子は“赤”や男の子は“青”ともうすでに色が決められている。
若者だけではなく、年配の方ももう少し男女共同参画社会について考えて欲しいと思う。
- ・悩みや問題解決を助ける相談窓口や相談機能を充実する、高齢者施設や医療機関等による介護サービスを充実する、女性の就職・再就職のための職業情報、職業訓練の機会を提供する

- ・ まだまだ男⇒仕事、女⇒家庭の概念が根付いている。私は現在は働いていないが、以前は子どもが体調をくずせば母親の私が仕事を休むのがあたり前であった。子どもがコロナに感染した時も、父親は職場にホテルを用意してもらい、そっちに行った。私は残って子どもの看病をした。もちろん私も感染した。給料は私の方が少ないが、同じように働いているのになぜかとずっと思っていた。夫にぶつけたが「仕方ないだろう、俺が休んだら迷惑かける」と。私もどんだけ職場に迷惑かけてるか！あなただけじゃないと言っても、理解はえられず、私も職場に迷惑かけたくなくて退職した。ワンオペなんて言葉があること自体おかしい。理解のない夫。理解のない職場。職員を作っているのは社会である。早急に対策を立てて改善して欲しい。国は女も同じように働けという割に職場の環境、仕事と家庭のワークライフバランスの取り組みは全然進んでいない。早急に取り組むべき。育休もいいが、育休明けてから子どもはカゼをひいたり体調崩す。育休後も働きやすい社会を作ってほしい。
- ・ 子育て支援体制の充実、女性がやりがいを持って継続できる職種の増加が必要だと思います
- ・ 家事、育児、介護等を行いながら、男性と同様に働くことを求められても困ります。毎日疲れ切っています。男性も女性ももっと休める時間があればいいのと思います。
- ・ P T A ・ 公区の役員の在り方、身近の会のあり方等より、男女の差別があり幕別は行政の指導的立場の方々の意思と平等の意味を根本的に学んでほしい
- ・ 男女平等とはっておりますが、まだまだ男性社会かと感じられます。女性が一日でも早く細かい内容が充実し、働けられる環境へなる事が、一人一人の人生が豊かになって行くように思います。LGBTQの方々については、しっかり分かっている訳ではありませんが、社会全体で幼少期から親からの相談が出来る場所やお子さんが相談しやすい所があると、日常が普通に過ごせるように、あたりまえの社会生活になっていくように思います。幕別町が少しで発展に向けて、時代を変えられるよう望んでおります。
- ・ 私は40代で転職し、福祉（介護サービス）施設でパートをしております。家には、80代の母親がおりますが、介護サービスを受けておりましたが、同じ場所でのサービスの提供がなくなりました。きっと働き手の人数など色々な問題があるのだと思います。今後のことを考えるともう少し人材を育成したり活動を増やしていくことがどのようにすると可能なのかを考え、充実させていってほしいですし、参加もしたいと思います。※町のバスには一人では乗車できないなど、どなたかもう一人乗車員がいる、病院にいけるなど。
- ・ ・ 年功序列をなくしてほしい。・ 的確に従業員の能力評価を国で企業に対し、制度化できないのか？ ・ 男女平等＝的確な各人の能力評価＝賃金だと思います。・ 私の働いている職場は、評価を部門長がしますが、その個人に対する能力評価ではなく、長く働いて社員と仲が良い人や社員の都合に応じる事（出勤日ではない日に人が少ないと出勤が出来る人）のできるパートタイマーが優遇されます。・ 今回は10月からの最低賃金があがる為、部門長に評価表も渡せないそうです。難しいですが…意識改革が必要だと思います

III 事業所アンケート調査結果

※住民アンケート調査で結果の整理方針が固まったのち、整理する。

IV 調査結果に基づく課題の整理

※調査結果の整理が完了したのち、課題を抽出整理する。

【 参 考 資 料 】

男女平等の意識についてお聞きします

問7 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。次の中から、1つだけお選びください。

- ☐ そう思う
- ☐ どちらかといえばそう思う
- ☐ そう思わない
- ☐ どちらかといえばそう思わない
- ☐ わからない

問7-1 問7で「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」を選んだ方にお聞きします。あなたがそう考える理由を、次の中から、1つだけお選びください。

- ☐ 男性は仕事、女性は家事・子育て・介護に向いているから
- ☐ 自分の両親などがそうしてきたから
- ☐ 家庭内の役割をはっきりさせる方が、仕事も家庭もうまくいくから
- ☐ 女性は、仕事をもっても不利な条件におかれているから
- ☐ 社会全体にそうした風潮があるから
- ☐ その他（ ）

問7-2 問7で「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」を選んだ方にお聞きします。あなたがそう考える理由を、次の中から、1つだけお選びください。

- ☐ 男女ともに仕事をするのは当然だから
- ☐ 家事・子育て・介護は、男女で協力してすべきだから
- ☐ 仕事と家庭は、男女のどちらが担当してもよいから
- ☐ 性別で役割を固定化することは、個人の可能性をせばめるから
- ☐ その他（ ）

家庭生活のことについてお聞きします

問8 家庭での家事・子育て・介護の役割分担について、あなたはどのように考えますか。次の中から、1つだけお選びください。

- ☐ 男女とも同じように家事・子育て・介護を行うのがよい
- ☐ どちらでも手のあいている方が家事・子育て・介護をすればよい
- ☐ 家事・子育て・介護は主として女性が行い、男性は女性を手伝う環境がよい
- ☐ 男性は家事・子育て・介護をしなくてもよい
- ☐ わからない
- ☐ その他（ ）

問9 問4で「現在結婚している」または「現在事実婚・パートナーシップ関係にある」を選んだ方にお聞きします。あなたの家庭では、次にあげるA～Gについて主にどなたが担当していますか。次の中から、それぞれ1つだけお選びください。

	主に自分の担当	自分とパートナーで分担	主にパートナーの担当	当てはまらない
A 掃除・洗濯	☐	☐	☐	☐
B 食事の支度	☐	☐	☐	☐
C 食事の後片付け	☐	☐	☐	☐
D 主たる収入	☐	☐	☐	☐
E 家計の管理	☐	☐	☐	☐
F 家族の看護・介護	☐	☐	☐	☐
G 子育て	☐	☐	☐	☐

問10 あなたが家事・子育て・介護に、積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から、いくつでもお選びください。

☐ 家事・子育て・介護などに参加することの抵抗感をなくすこと
☐ 家族間でのコミュニケーションをよくはかること
☐ 年配者やまわりの人が、当事者の考え方を尊重すること
☐ 社会の中で、家事・子育て・介護などについて、その評価を高めること
☐ 労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどのICTを活用した多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多くもてるようにする
☐ わからない
☐ その他（ ）

問11 生活の中での、「仕事」「家庭生活」「個人の生活（学習・趣味・付き合い等）」の優先度についてお聞きします。あなたの理想に最も近いものを次の中から、1つだけお選びください。

☐ 「仕事」を優先させたい
☐ 「家庭生活」を優先させたい
☐ 「個人の生活」を優先させたい
☐ 「仕事」と「家庭生活」をともに優先させたい
☐ 「仕事」と「個人の生活」をともに優先させたい
☐ 「家庭生活」と「個人の生活」をともに優先させたい
☐ 「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」をいずれも優先させたい
☐ わからない

問 12 あなたの現実（現状）に最も近いものを次の中から、1つだけお選びください。

- ☐ 「仕事」を優先している
- ☐ 「家庭生活」を優先している
- ☐ 「個人の生活」を優先している
- ☐ 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- ☐ 「仕事」と「個人の生活」をともに優先している
- ☐ 「家庭生活」と「個人の生活」をともに優先している
- ☐ 「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」をいずれも優先している
- ☐ わからない

地域活動のことについてお聞きします

問 13 あなたのお住まいの地域では、次にあげるA～Gについて、男女どちらが参加することが多いですか。次の中から、それぞれ1つだけお選びください。

	男性の ほうが多い	男女で 同じくらい	女性の ほうが多い	わからない
A 町内会などの地域活動	☐	☐	☐	☐
B 地域の防災・防犯活動	☐	☐	☐	☐
C P T Aや学校行事などの子どもに関する活動	☐	☐	☐	☐
D 高齢者、障がい者などに関する福祉活動	☐	☐	☐	☐
E ゴミ問題など環境保全に関する活動	☐	☐	☐	☐
F 政治や行政に関する活動	☐	☐	☐	☐
G 趣味・教養・スポーツなどの活動	☐	☐	☐	☐

問 14 現在、町内会などの地域団体における代表者は、男性の割合が高い状況にあります。今後、多様な視点を地域に取り入れるためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から、1つだけお選びください。

- ☐ 社会づくりにおいて、誰もが対等な立場となるよう意識啓発する
- ☐ 代表者や役員に女性を配置するなど、方針の決定に参画できる機会を確保する
- ☐ 一人ひとりが積極的に地域活動などに参画する意識をもつ
- ☐ その他（ ）

女性の社会進出についてお聞きします

問 15 現在、働いている方にお聞きします。あなたの職場では、次にあげるA～Gそれぞれの面で男女平等になっていますか。次の中から、それぞれ1つだけお選びください。

	男性が優遇されている	男性が優遇されている どちらかといえば	平等である	女性が優遇されている どちらかといえば	女性が優遇されている	わからない
A 募集や採用の条件	☐	☐	☐	☐	☐	☐
B 昇進	☐	☐	☐	☐	☐	☐
C 人事配置	☐	☐	☐	☐	☐	☐
D 教育や研修制度	☐	☐	☐	☐	☐	☐
E 賃金	☐	☐	☐	☐	☐	☐
F 仕事の内容	☐	☐	☐	☐	☐	☐
G 全体的に	☐	☐	☐	☐	☐	☐

問 16 女性が職業をもつことについて、あなたはどのように思いますか。次の中から、1つだけお選びください。

- ☐ 女性は職業をもたない方がいい
- ☐ 結婚するまでは、職業をもつ方がよい
- ☐ 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- ☐ 子どもができて、ずっと職業をもつ方がよい
- ☐ 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- ☐ わからない
- ☐ その他（ ）

問 17 女性が仕事を続けていくうえで、妨げになる要因は何だと思われますか。次の中から、いくつでもお選びください。

- ☐ 結婚・出産退職の慣行がある
- ☐ 働く場が限られている
- ☐ 能力発揮の場が少ない
- ☐ 賃金・待遇等で性差別がある
- ☐ 加齢に伴う体調の変化
- ☐ 保育施設が十分に整備されていない
- ☐ 病人・高齢者の世話
- ☐ 家族の理解・協力が得にくい
- ☐ わからない
- ☐ その他（ ）

問 18 家事・子育て・介護などに費やす時間を男女間でバランスがとれたものとし、仕事と家庭を両立させるためには、特にどのような支援が必要だと思いますか。次の中から、1つだけお選びください。

- ☐ 長時間労働の改善やテレワーク推進など、家事や子育て、介護などに用いることができる時間を増やすための勤務環境の整備
- ☐ 子育てや介護のための休業制度や短時間勤務制度など、仕事との両立を支援するための施策
- ☐ 保育施設や介護施設の整備など、子育てや介護をサポートする環境の充実

問 19 職場で女性の管理職登用の障害となるものは何だと思いますか。次の中から、いくつでもお選びください。

- ☐ 必要な知識や経験などをもつ女性が少ないこと
- ☐ 女性自身が管理職になることを希望しないこと
- ☐ 上司・同僚・部下や顧客が女性管理職を希望しないこと
- ☐ 長時間労働の改善が十分ではないこと
- ☐ 家事・子育て・介護などにおける家族の支援が十分でないこと
- ☐ 子育て・介護の支援などの公的サービスが十分でないこと
- ☐ わからない
- ☐ その他（ ）

ドメスティック・バイオレンス（DV）等についてお聞きします

問 20 あなたは配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係にあたる人からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」について、経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。次の中から、いくつでもお選びください。

- ☐ 自分が直接被害を受けた経験がある
- ☐ 相談を受けたことがある
- ☐ 相談を受けたことはないが、当事者を知っている
- ☐ テレビや新聞などで問題になっていることは知っている
- ☐ 見聞きしたことはない
- ☐ わからない
- ☐ その他（ ）

問 21 性犯罪、売買春（いわゆる「援助交際」を含む）、配偶者等の暴力、セクシュアル・ハラスメント等、女性に対する暴力をなくすためにはどうしたらよいと思いますか。次の中から、いくつでもお選びください。

- ☐ 法律・制度の制定や見直しを行う
- ☐ 犯罪の取り締まりを強化する
- ☐ 被害者のための相談所や保護施設を整備する
- ☐ 捜査や裁判での担当者に女性を増やし、相談しやすくする
- ☐ 学校における男女平等や性についての教育を充実させる
- ☐ 家庭における男女平等や性についての教育を充実させる
- ☐ 特に対策する必要はない
- ☐ わからない
- ☐ その他（ ）

L G B T Q等についてお聞きします

問 22 あなたは次にあげる言葉を知っていますか。知っているものをすべてお選びください。

- ☐ L G B T Q
- ☐ シスジェンダー
- ☐ 性的指向
- ☐ 性自認
- ☐ S O G I（ソジまたはソギ）
- ☐ アライ（A l l y）

・ L G B T Q…次の頭文字を合わせた「性的マイノリティ（性的少数者）」を表現する言葉

- ☐ L Lesbian…レズビアン：心の性が女性で恋愛対象も女性である人
- ☐ G Gay…ゲイ：心の性が男性で恋愛対象も男性である人
- ☐ B Bisexual…バイセクシュアル：恋愛対象が女性にも男性にも向いている人
- ☐ T Transgender…トランスジェンダー：身体の性と心の性が一致しないため、身体の性に違和感をもつ人
- ☐ Q Questioning…クエスチョニング：恋愛対象がどの性別に向いているか自分自身わかっていないまたは意図的に決めていない人

・ シスジェンダー…身体の性と心の性が一致している人を指す言葉

・ 性的指向…恋愛対象がどの性別に向いているかを指す言葉

・ 性自認…自分の性別をどのように認識しているかを指す言葉

・ S O G I…次の頭文字を合わせた「すべての人を含む性のあり方」を表現する言葉

S O セクシュアルオリエンテーション：性的指向

G I ジェンダーアイデンティティ：性自認

・ アライ…自分自身はLGBTQではないが、LGBTQの人に寄り添いたいと考え、支援する人のことを指す言葉

男女共同参画社会について、ご意見、ご要望などがございましたら、下記の欄にご自由にお書きください。

最後まで調査にご協力いただき、ありがとうございました。

切手は貼らずに同封の返信用封筒に入れ、ご投函願います。

○幕別町附属機関設置条例

令和 2 年 3 月 19 日 条例第 11 号

改正

令和 4 年 3 月 16 日 条例第 3 号

令和 5 年 3 月 9 日 条例第 3 号

令和 5 年 12 月 15 日 条例第 29 号

令和 6 年 3 月 12 日 条例第 4 号

幕別町附属機関設置条例

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく町の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 町の執行機関は、別表の執行機関の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第 4 条 附属機関は、それぞれ別表の定数の欄に掲げる定数の委員をもって構成し、附属機関の組織は、それぞれ別表の組織の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 5 条 会長、委員長又はこれに相当する職（以下「会長等」という。）及び副会長、副委員長又はこれに相当する職（以下「副会長等」という。）は、特別の定めがある場合を除き、委員の互選によるものとする。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、町の附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表に掲げる附属機関に相当する組織（以下「従前の組織」という。）の委員等である者は、この条例の施行の日に、第 4 条第 2 項の規定により当該別表に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員等の任期は、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、同日における従前の組織の委員等としての残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和 4 年 3 月 16 日 条例第 3 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 9 日 条例第 3 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 15 日 条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 12 日 条例第 4 号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期
町長	幕別町指定管理者選定委員会	町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定に関すること。	委員長 委員	識見を有する者 施設利用者 町職員	10人以内	審議終了まで
	幕別町災害義援金配分委員会	災害等における被災者に対する義援金の配分計画についての審議に関すること。	委員長 副委員長 委員	関係団体の代表者等 町職員	7人以内	配分完了まで
	幕別町老人ホーム入所判定会議	老人ホームの入所適正化を図るため、老人ホームの入所措置及び措置継続の要否について審議すること。	委員	医師 老人ホーム施設長 町職員	3人	2年
	幕別町生活支援ハウス入居判定会議	生活支援ハウスの入退居の適正化を図るため、生活支援ハウスの入居者の審査及び利用解除要件の認定について審議すること。	会長 委員	識見を有する者 関係機関・団体の代表者 生活支援ハウスに従事する職員 町職員	10人以内	2年
	幕別町人生学博士選考委員会	人生学博士の認定に関すること。	委員	関係機関・団体の構成員	10人以内	審議終了まで
	幕別町予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき実施された予防接種による町民の健康被害等について医学的な見地からの調査に関すること。	委員	医師 関係行政機関の役職員	5人以内	2年
	幕別町地球温暖化対策推進委員会	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定及び当該実行計画に基づく地球温暖化対策の推進管理に関すること。	委員長 委員	識見を有する者 関係機関・団体等の構成員 公募による者	15人以内	3年
	幕別町農業・農村振興計画検討委員会	幕別町農業・農村振興計画の策定及び見直しについての審議に関すること。	委員長 委員	農業関係団体等の構成員 町職員	14人	審議終了まで
	幕別町6次産業化・地産地消推進協議会	町内における6次産業化、農商工連携及び地産地消の取組に関する市町村戦略の策定及び市町村戦略に基づく事業の推進についての協議に関すること。	会長 委員	農業・商工業関係団体等の役職員 学識経験者 町職員	18人以内	2年
	幕別町人・農地プラン検討会	集落及び地域が抱える人と農地の問題解決のために作	会長 副会長	農業関係機関・団体等の役職員又は会	10人以内	2年

		成する人・農地プランの内容についての審議に関する こと。	委員	員 町長が必要と認める者		
	幕別町農業委員会委員候補者評価委員会	幕別町農業委員会の委員の候補者の審査及び評価に関する こと。	委員長 副委員長 委員	識見を有する者 町職員	7人以内	農業委員会委員の任命まで
	幕別町男女共同参画審議会	男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく幕別町男女共同参画計画の策定、推進及び評価に関する こと。	会長 副会長 委員	識見を有する者 関係機関・団体の代表者等 公募による者	10人以内	2年
教育委員会	幕別町図書館協議会	図書館の利用啓発等に係る調査・研究及び図書館事業の推進に関する こと。	会長 副会長 委員	識見を有する者 公募による者 教育長が必要と認める者	10人以内	2年
	幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議	町の小中一貫教育を含む学校教育等についての審議に関する こと。	会長 副会長 委員	教育関係機関・団体等の役職員又は会員 教育長が必要と認める者	30人以内	1年
	幕別町部活動地域移行検討委員会	部活動の地域移行に関する準備や諸課題についての審議に関する こと。	委員長 副委員長 委員	関係学校の代表者 関係団体の代表者 教育委員会が必要と認める者	10人以内	2年
	幕別町義務教育学校開校準備委員会	義務教育学校の開校に向けた準備や諸課題についての審議に関する こと。	委員長 副委員長 委員	地域の保護者代表 関係団体の代表者 識見を有する者	10人以内	審議終了まで

○幕別町男女共同参画審議会規則

令和 6 年 3 月 29 日規則第12号

幕別町男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、幕別町附属機関設置条例（令和 2 年条例第11号）に基づき、幕別町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3) 男女共同参画計画の施策の実施に係る評価に関すること。
- (4) その他男女共同参画社会実現のために必要な事項に関すること。

(会議)

第 3 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、住民生活部住民課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

幕別町男女共同参画審議会委員名簿

区 分	氏 名	所属団体等
識見を有する者	大野 夏代	帯広大谷短期大学
	佐藤 晋	人権擁護委員
関係機関・団体の代表者等	山田 あけみ	幕別町農業協同組合女性部
	中山 昭子	札内農業協同組合女性部
	藤原 昇	幕別町商工会青年部
	久保 睦則	幕別町校長会
	青木 克磨	幕別地区連合会
公募による者	河原 彩子	
	笹原 早苗	
	笹川 務	